

平成28年3月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年3月7日 (月)
会 議 場 所	川里農業研修センター 第3会議室
開 会 日 時	平成28年3月7日 (月) 午前 9時00分
散 会 日 時	平成28年3月7日 (月) 午後 4時24分
委 員 長	野本 恵司
委員会出席議員	
委 員 長	野本 恵司
副 委 員 長	矢島 洋文
委 員	加藤 久子 竹田 悦子 田中 克美 潮田 幸子 芝寄 和好
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 2 号	鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 3 号	鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 4 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 2 号	平成 2 7 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 3 6 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 7 号	平成 2 8 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 3 9 号	平成 2 8 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決
第 4 2 号	平成 2 8 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	瀬山 久江
福祉こども部副部長	吉田 隆一
福祉課長	春山 一雄
こども未来課長	山崎 勝利
保育課長	永野 和美

(健康づくり部)

健康づくり部長	福田 芳智
健康づくり部副部長兼健康づくり課長	
	小沢 信吉
健康づくり部参事兼スポーツ健康課長	
	森田 政男
健康づくり課副参事	齊藤 隆志
国民年金課長	瀬山 慎二
長寿いきがい課長	高木 啓一

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長	加藤 薫
教育総務課長	村田 弘一
生涯学習課長	細野 兼弘

(学校教育部)

学校教育部長	牧田 卓司
学校教育部副部長兼学務課長	
	服部 幸司
学務課副参事	大島 進
学校支援課長	橋本 浩
教育支援センター所長	松本笑美子

吹上支所副支所長	杉山 彰男
川里支所副支所長	馬橋 陽一

書記 篠原 亮
藤平 美由紀

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名します。

竹田悦子委員と田中克美委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第22号 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第23号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第24号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第31号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第32号 平成27年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第36号 平成28年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第37号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算、議案第39号 平成28年度鴻巣市介護保険特別会計予算、議案第42号 平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算の議案9件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りします。初めに、議案第22号から議案第31号の一般会計補正予算までについて、議案番号順に審査を行います。

次に、議案第36号の平成28年度一般会計予算について審査を行います。

次に、健康づくり部に係る議案第32号の特別会計補正予算及び議案第37号、議案第39号、議案第42号の特別会計予算について議案番号順に審査を行います。

審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。また、質疑については質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第31号及び第36号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

なお、質疑については1議題、委員1人当たりできる限り20分程度を目安にお願いします。

委員の皆様には円滑な議事の進行にご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議請第22号 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(こども未来課長) おはようございます。議案第22号 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例改正については、3点の改正内容がございます。1点目に、第2条第2号ウの改正は、児童福祉法等による措置により施設等に入所し、医療費の全額が公費にて負担されているものをこどもの医療費の対象から除く規程の追加でございます。

2点目に、第2条の2の改正は、18歳以下の子どもを3人以上養育している世帯において、医療費助成を18歳年度末まで拡大するものです。

3点目に、第4条第3項の改正は、監護生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者を受給資格者と認定する規程の追加でございます。

これらの規程の改正等に伴い、項番変更や文言整理を行っております。

なお、施行日については医療費助成を18歳年度末までに拡大する部分につきましては平成28年4月1日から、それ以外については公布の日としております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時04分)

(開議 午前9時04分)

(委員長) では、再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 3点ほど改正部分があったというふうに今説明を受けましたが、例の18歳までの年度末までの3人以上いる家庭の医療費の無料化ということについてご質問をさせていただきますが、長男だけが対象になる形になってしまうかなというふうにこの条例改正では見受けられるのですが、3人の場合なのですけれども、これうまく3人いれば18歳までこの補助を受けられるような形をとれなかったのかなと、予算の都合とかがあるのでしようけれども、その辺の論議をどのようにして決定をされたかということをお聞きします。

(こども未来課長) 今回の18歳以下といいますか、高校生等の年齢までにあるお子さんを3人以上養育しておれば、例えば高校生にお二人、小学生にお一人という3人の世帯の場合、高校生にあるお二人とも対象としております。

以上です。

(田中) 今の説明だとちょっと例としてのことですがけれども、高校生が2人、長男、次男、1番目と2番目、第1子、第2子がいれば対象になるよということ、私たちが説明を受けて考えていたのはもうちょっと広がったサービスがあるのかなというふうに感じられたのですけれども、この論議いろいろした中で、前からこの医療費無料化というのは15歳までの形であったのだけれども、18歳までにしてもそんなに予算がかかるわけではないよという議論の中で、それ以上の拡大を図るといふことの考えは、そういう意見なりが出てきたかどうかということもちょっとお聞きしておきます。

(こども未来課長) 従来までが義務教育の15歳年度末までということで、今回児童福祉法等のほうも18歳を対象しております関係で、高校生相当である18歳年度末までを対象としまして、こども医療費の本旨であります経済的な負担と、加えて少子対策という点から、今回の高校生等の年代までを対象に拡大したものであります。

以上です。

(田中) 窓口払いの関係があったと思うのですけれども、これは要するにいろんな事情があるのではないのかなというふうに思うのです。

が、どうして……要するに後で精算ですか、そういう形をとったのかということをお聞きします。

（こども未来課長）今現在も市内は現物給付、市外は償還払いという形で行っているところなのですけれども、今回の多子世帯への拡大部分については全て市内、市外ともに償還払いというような形をとっております。資格取得の期間につきましても高校生の3年代につきましてもは年度ごとに申請をしていただいて、その要件に該当するかどうかを判断する関係もございまして、償還払いで対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

（田中）一応対象者の中に生活的に余裕があって申請をしないという方も予測しての申請方法かどうかというのをお聞きしておきたいのですけれども。

（こども未来課長）今ご質問にありました高所得世帯の申請の有無ということは特に判断はしておりませんが、現実的にも100%こどもの医療費が登録あるわけではないのは現状でございます。

以上です。

（竹田）今の田中委員の質問の中で、毎年申請をするということですよ。だから、子どもの環境が変わると、18歳だったのだけれども、翌年は当然19歳になる。ということは、今まで3人いたからその世帯は無料になっていたけれども、翌年は2人になりますよね。新しい子どもが生まれないことを前提に考えた場合。そうすると、その世帯は翌年度はいわゆる医療費補助の対象ではないというふうになる可能性はあるわけですね。確認します。

（こども未来課長）はい、そのようになります。

以上です。

（竹田）18歳までこどもの医療費が広がることは、私どももずっと要求していたからいいことなのですけれども、先ほどの質問からすると非常に実務が煩雑になることについてはどのように検討、まず煩雑になるという認識があるかどうか、確認をします。

(こども未来課長) 現状の事務作業に比べましては、当然年齢を拡大しますので事務量はふえるというふうに考えております。

以上です。

(竹田) ということは、それは事務がふえるということは、受ける世帯のほうも煩雑になるし、逆に言えば行政の側も煩雑になるということですよ。確認をします。

(こども未来課長) 事務サイドは、現状に比べれば煩雑というか、プラスの部分になってきます。お客様についてもそういった把握をするという点はふえてくるように考えております。

以上です。

(竹田) ということは、ありがたい制度だけれども、事務方も仕事量がプラスになると、受けるほうもふえるという……逆には受けるメリットとリスクとの関係でいえば、そういうふうにしたときに単純に明快に全ての子どもが18歳になって、これ私一般質問につながるからあれなのですけれども、そういうことは検討されなかったのですか。

(こども未来課長) 検討の前段階、どこからが検討というのかはちょっとあれなのですけれども、前段階でももちろん全体が大体対象として何人ぐらいかですとか、経費がどのくらいかかるのだというのは試算はしております。

以上です。

(竹田) では、何人ぐらいかというのと経費は幾らくらいかかるのを試算されたというのでお答えいただきたいと思います。

(こども未来課長) 先進の新座市をモデルに試算をしまして、高校生の3学年がおおよそ各学年1,100名程度といったところで、新座市の実績からしますと4,000万弱年間で、年度でですか、かかるという試算はしております。

以上です。

(竹田) ということは、4,000万が多いか少ないかというのになりますけれども、年が上になればなるほど医療機関にかかる部分というのは減りますよね。そういう点では4,000万についてはどのように検討されたの

か。私は、さっきの500人で600万円くらいですよと本会議上で答弁で答えていらっしやいましたよね。だから、そういう点から考えると事務量ふえるということは、いわゆる時間外勤務がふえるわけですよ。受ける側とすれば下の子は窓口払いしなくてもいいけれども、高校生だけは窓口払いをして、お医者さんに行って領収書いただいて、また申請書を出すということを考えたときに、長いスタンスで見たときにみずからの事務量と、それからいわゆる住民の皆さんが払う事務量を考えたときに、4,000万円はそうした中では私は相殺されていくのではないかというふうに考えますが、全体を18歳まで無料にするという考えは部長さん初めトップの皆さんとの政策的な懇談なのですけれども、そういうふうにはお考えにならなかったでしょうか。

（こども未来課長）結果としまして多子世帯を対象にして、選択と集中というような形で今回の議会に審議をお願いしているところであります。

以上です。

（福祉こども部長）今回の条例改正ですが、具体的に先ほど試算もしました。ただ結果的に試算は必要だったので試算をしたということで、あくまでも今回の場合は多子世帯に着目したときに何の事業をしようかというところの選定から始まっていますので、全員対象に18歳以上をやるということではありません。ですので、多子世帯に対するどんな事業を展開しようか、それから多くお子さんを持っている方の経済的な負担を軽減するためにはどのような方法がいいかの結果として18歳以下のお子さんを3人以上養育している方のこども医療費を高校生まで補助するという制度につながったとお答えいたします。

（竹田）それとあと、18歳以下だけれども、働いているお子さんについては例外になるのですね。所得があるということでは、このあれだと。ということは、そのお子さんについての所得確認も含めた……ということは、あくまで自己判断、子どもが働いていてどこまでの所得、扶養の範囲とするということも含めてはどこがどういうふうに判断するのか伺います。

(こども未来課長) 条例の第2条の2で就職し保護者の扶養でない者を除くというような規程を入れておりますので、一定の所得に着目して税上の扶養ですとか、そういった扶養ではなく、一般的な扶養ということで対象外としている規程となっております。18歳の対象のお子さんまで人数にカウントしている制度としましては既存の児童手当の制度がございまして、児童手当の制度ですと支給対象は中学生までなのですが、その人数要件としては18歳のお子さんが入ってまいります。その扶養と同じような判断をして対処してまいりたいというふうに考えています。以上です。

(竹田) 最後にお尋ねをしますけれども、やっぱり18歳まで全員無料よというふうにぱっと打ち出すのと、今の多子世帯といっても来年度は多子であっても翌年はもう多子ではなくなる、多子でなくなるって変な言い方ですけども、3人いないから医療費補助の対象にならないという非常に実務が煩雑になると使い勝手からいっても、それから鴻巣が18歳まで無料よってぱっと言ったほうが、ああ、そうかといって、鴻巣に移ってみようというふうな気持ちに私はなると思うのです。そういう点での鴻巣のいわゆるプラスの打ち出し方からいったら、もっと全額無料にするということはどうだったのかなというふうに検討はされたのでしょうか。移ってみようと、転入をふやすというのは鴻巣の一つの市長が何度か言っていますけれども、そういう点でどうなのかなという検討はどうされてきたのでしょうか、伺います。

(こども未来課長) 鴻巣市への転入というか、子育て支援という面で今回の多子世帯への拡大のほかにひとり親の制度ですとか、子育て短期支援事業等を組み合わせた形で考えた結果、今回の施策として決定したわけです。以上です。

(竹田) あと、償還払いですけども、16歳以上は償還払いですよ、同じ医療機関の窓口でも。手続とすれば同じですよ。病院のほうから請求していただいて、親たちにすれば窓口払いがなくなるというふうになるわけだから、同じ病院との関係でいえばもっとシンプルにできたの

ではないかというふうに考えますが、なぜあえて償還払いにしたのでしょうか。

（こども未来課長）現物給付をした場合の国庫交付金の減額の関係もありますし、あとは医療機関の事務の煩雑さという点から、28年度からスタートする年齢の拡大については償還払いという方法を選択したわけがあります。

以上です。

（竹田）国庫交付金のいわゆるペナルティーですよね。今、国でも鴻巣議会でもこども医療費をやっているところに今までペナルティーがあったけれども、やめてほしいということで鴻巣の議会でも出したり、あと全国的にも地方6団体も出したりとかして、厚生労働省もそういう方向では検討を始めていますけれども、それは15歳までの国の検討なのか。例えば国庫交付金、いいことやっているのになぜペナルティーをとるのか、ましてや国は少子化対策だと言って地方創生のために少子化対策だと言いつつ、やっていることがちょっと私は真逆なことをやっているというふうに考えますが、その実際に国庫交付金はどのくらい減らされてくるとお考えなのか。

（国保年金課長）国保のお話ということで私のほうからお答えいたします。従来3医療、こども医療あるいは障がい等のひとり親の場合、窓口払いの場合、全体で約800万ぐらいペナルティー、減額があったということです。今回拡大、拡充する中で幾らかの影響があるというふうに考えています。

（竹田）幾らか。

（国保年金課長）現実的には試算しておりませんので、今までの分でこども医療費とほか全部含めて800万ですので、それほど大きな額ではないかもしれませんが、ペナルティーとしてはあるのではないかとこのように考えています。

（竹田）最後、やはりもちろん国庫交付金を減らすことそのものが私は問題だというふうに思いますし、今も厚生労働省も検討を始めていくという点ではやっぱり親が多子ということは子どもを育てるために手間が

かかるのですよね。1人は窓口払いしなくていいとかとあって、一方では払って償還払いのための事務手続を考えて、本当に親御さんたちの保護者の皆さんのその手間暇考えたときに、国庫交付金の部分はやっぱり減らされるとはいえ、子育て支援というならば、私はやっぱり現物給付にすべきではないかというふうに考えますが、現物給付の考えが持てるかどうか、あと18歳まで年齢を広げることができるかどうか、ご検討いただけるかどうか、最後に確認をしておきます。

(こども未来課長) 現状、平成28年度スタートに当たってはそういった考えはございません。

以上です。

(竹田) ということは、来年度はとりあえずなしとやってみても、それ以降は考えられる方向になるのかどうか。

(こども未来課長) 議員のほうからもお話が出ましたとおり、国のほうで子どものあり方の検討会等の動きもあるようですし、全国市町会のほうでも交付金の減額ですとか国の制度で真に必要な年齢までのこどもの医療費の制度創設を要望している状況もありますので、そういった環境の変化があった際には考える余地はあるのかなというふうに考えております。

以上です。

(加藤) 18歳までの医療費無料化というふうなことで、すること自体には賛成をした考えの中で質問させていただきたいと思います。といたしますのは、確かに医療費大変ですよね。親御さんにかかるというふうなことは大変なのはわかりますので、この制度としてはいいと思うのですが、ただ今例えば学校に行くのに朝食を食べないで行っているお子さんがいらっしゃるとか、あと例えば夜の11時過ぎまで小さいお子さんをレストラン的なところに連れてきて食事をしているとか、そういう姿を見かけることが多々あります。そういう中で、本当にやはり基本的には病気にさせないのが一番なわけですよね。それは、しつけとか、親の子どもの育て方だと思うのですが、ただ本当に税金をそういう時代の中で先ほど竹田委員も言っていましたけれども、ほかの市から、

ああ、鴻巣はこういうところだから鴻巣に住みたいというふうな、そういうふうなことというのはもちろん必要だと思うのです。でも、もっとやっぱり親御さんというか、保護者の方がもっときちんと子どもを育てるというふうなことがまずは第一だと思うのですけれども、ただ本当に医療費無料化というだけと言う中で質問します。というのは、では本当に子どものそういう育て方に対して鴻巣としては医療費をこのように無料化しますけれども、本当にもっときちんとした育て方をしてほしいとかいった、そういう周知的なことというのを今までしたことがありますか。

（こども未来課長） 今回のこどもの医療費の条例改正については、病気になったお子さんに対する助成の制度でございますけれども、ほかに子育て中のご家庭への不安などに対応する相談業務ですとか、幅広くそういった子育て中のご家庭に対する支援というのは行っているところでございます。

以上です。

（加藤） 相談されてするというのでなくて、やはり病気になるということは、それは誰も好きで病気にさせる人なんか誰もお母さんたちいらっしやらないと思うのです。でも、やはりそういう生活環境をきちんとしないで、どうしたって子どもが疲れれば病気になりますよね。そういう中で、やっぱりきちんとした育て方をしてほしいというふうな、そういう周知的な、お母さんたちに子どもの育て方に対して、だから鴻巣は万が一病気になったときは医療費は無料になっていますので、そのときは安心して病院にかかってくださいというふうなことで、そういう本当に生活環境的なことで周知をしたことがありますかというふうに聞いたのですけれども。

（こども未来課長） まず、新年度からにつきましては母子健康手帳の交付につきまして保健センターを主に、今市民課で行っていますものを私のこども未来課のほうで妊娠時から相談をしながらかかわれるというような体制づくりを向けております。そういった中で、今ご質問にありましたお子さんが生まれてからの育て方などに対する支援というのもでき

ていくものというふうに考えております。

以上です。

（加藤）初めて母子手帳をもらう親御さんというのは、本当にこれから育てるわけだから、そういういろんな情報とかの話をしていただいてというのですけれども、実際本当にやはり健康管理をするのは親御さんだと思うのです。なので、これからやっぱり15歳の医療費の無料化のときもそうです。別に18歳にしたから云々ということではないのですけれども、今後今年度からは18歳までにそういうふうなことで本当に医療費というものは家庭にとっては大変、行政にとっても3億円以上ものそういう本当に莫大な費用を使うわけですから、こういうふうになりますけれども、やっぱりきちんとした育て方とか、そういうものをしてほしいというふうな、そういう周知を逆にしてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（こども未来課長）無料になったときに医療費が伸びるとするのは国のほうの見解でもありますし、統計も出ているわけだと思うのですけれども、いわゆる加藤委員さんがおっしゃったコンビニ受診というような形のことなのかなと思います。そういった啓発についてはこどもの医療費の登録時ですとか、あと広報には毎月このこどもの医療費の助成制度自体が税金で賄われているサービスですというような形で周知を行っているところであります。

以上です。

（潮田）3人の委員からもう質疑がありましたので、大枠は了解いたしました。確認なのですけれども、今回の第2条第2項のウの部分の該当者、市内ではどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

（こども未来課長）対象者は、約500名を予定しております。

（潮田）第2条の2、だから要は施設に入っていて、今回除外となる方というのが何人いらっしゃるのでしょうか。

（こども未来課長）失礼いたしました。先ほどのは多子世帯の対象でございました。施設に入っているお子さんの対象についてですけれども、過去の実績で申し上げますと平成27年度が4件、26年度が3件施設のほ

うに措置で入所をしているケースがございました。

以上です。

（潮田）ということは、今まで子どもさんが施設に入っているけれども、親御さんのほうに医療費が行っていたということですか。今回この改正によって対象ではなくなりますけれども、その子どもたちの医療費というのは別なことでちゃんと手当てされているということによろしいのでしょうか。

（こども未来課長）こちらの改正については、従来行っていた運用と同じ規程を条例のほうに盛り込んだ内容となっております、そういった施設に入所されている方についてはほかで公費で負担がされております。

以上です。

（潮田）今回のこの条例の中で高校生等という表現がございました。ちょっとこれについて今年齢的には高校生の対象ではあるけれども、学校に行けていないお子さん、かなりな数でいらっしゃるかなというふうに思うのです。この高校生等という表現は、これは上位法とかの関係でこの表現にしなければならないのでしょうか。もう少し配慮のある年齢対象として高校生のというような何かもう少しえんきよくな、親御さんにとっては高校生等というふうに表示されても学校に行っていないお子さんがいたりとかって結構な数いらっしゃるかと思うのですけれども、この表現については何か論議はされたのでしょうか。

（こども未来課長）今の高校生等につきましては、委員のほうから話に出ましたように高校生としてしまいますと、学校に行っている方に特定されてしまいますので、第2条の2で18歳の年度末までと拡大しまして、その後の条の第5条のほうで同じ表現を使う機会がありますので、そこで18歳年度末で云々というような規程を高校生等というような表現にまとめた形となっております。

以上です。

（潮田）そうすると、今回この条例改正によって対象者に対してのお知らせというのはどのように行うのでしょうか。

(こども未来課長) まず、議会終了後になりますので、4月号広報と、それとホームページ、それと各小学校を通じた配布を予定しております。このほかに医療機関、公共施設にポスター等の掲示を行って対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

(潮田) 先ほど言いました高校には行けていないお子さんがいるということをご考慮すると、おおむね高校生の年齢対象となるというような、もう少しえんきよくな表現で周知するということは、それは希望ですけれども、そういうことはできないでしょうか。

(こども未来課長) ご案内するチラシ等については、はっきりわかりやすいほうがよろしいかというふうに考えますので、18歳年度末、28年度でいえば年齢、生年月日等を組み込ませたような表示がわかりやすいのではないかというふうに考えております。

以上です。

(潮田) その部分については、配慮いただいた表現というふうにしていただけることを希望したいと思います。

1点、これ私が不勉強でよくわからないので確認なのですが、ひとり親家庭等医療費助成のほうがありますよね。そちらのほうは、18歳まで既に無料になっているかと思えます。このひとり親家庭のほうの18歳、15歳から18歳の年齢の方は、これは償還払いですか、現物給付でしょうか。

(こども未来課長) 今回の拡大部分の方については償還払いとなります。以上です。

(潮田) 今までは、ひとり親家庭は全年齢対象が現物給付だったのでしようか。

(こども未来課長) ひとり親家庭の医療費については、現状もこども医療費の対象である中学校までは現物給付で、高校生になりますと償還払いの制度となっております。

以上です。

(潮田) そうすると、ひとり親家庭等医療費助成制度のほうを優先とい

うか、そっちの適応の人については今回のお知らせは行かないということになるのでしょうか。

(こども未来課長) ひとり親の家庭の医療費が優先しますが、ご案内としては第3子までいる世帯にこちらで限定して送るわけではないのですが、小学校、中学校まで今現状こどもの医療費の対象となっているご家庭についてはこの第3子までの拡大が始まった旨のお知らせというのはしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

(潮田) 最後、もう一点確認です。先ほど広報、ホームページ、小学校等でお知らせをするというのがありました。個別通知というのは行かない形なのでしょうか。

(こども未来課長) 高校生を含めた3人のお子さんがある方を絞り込んで、その方たちだけに対する通知というのはする予定はありません。

以上です。

(潮田) そういたしますと、中にはそういった新しく条例が変わって対象になるということがわからないでいて、申請をしないままでいる方もいらっしゃるかなと思うのですけれども、これはさかのぼってというのはできるのでしょうか。

(こども未来課長) さかのぼっての申請もできるように制度設計をしております。

(潮田) さかのぼっての場合は、期間で言うとどのくらいまでさかのぼることができるのでしょうか。

(こども未来課長) 現状の遡及の時効と同じように5年となります。

以上です。

(芝寄) 市外から転入されてきた場合に、転入届出して申請をすれば、もうその日から対象という形によろしいのでしょうか。

(こども未来課長) はい、そうなります。

以上です。

(芝寄) そうしますと、先ほど試算が4,000万とお聞きしたのですけれども……400万でしたっけ。400万見込んでいる……

(何事か声あり)

(芝罘) では、私聞き間違えたのかな。試算のところで、医療費18歳になるの見込んで転入がふえて、その分医療費がかかるということが予想されるというのは議論の中で出てきたのでしょうか。

(こども未来課長) 転入者がふえて医療費がふえるというところまでの議論というのはありませんでした。

以上です。

(芝罘) 普通に考えまして、それが18歳までもらえるのだという、出してくれるのだというふうに聞くと、それを目当てにやはり転入してくる人が私はいるのかなとは普通に思うのですけれども、そうすると人口がふえるという形にはなりますけれども、医療費がどんどん膨らんでしまって、そちらの予算のほう物が物すごく大変になるのではないかなというのを物すごく懸念するわけですが、今後それはまた考えの中にこれから先含まれていきますか。もう一回議論しますか、その辺は。

(こども未来課長) 今回の制度改正によって転入超過が著しくふえてくれば市の打ち出した少子化対策にもなるかというふうに考えております。現状ではお子さんが減ったりする中で、医療費は流行性の部分で若干ふえたりもしますけれども、現状の制度を維持できる範囲内の制度設計となりますので、今委員さんがおっしゃったように転入超過がかなり出て維持が難しいというふうになれば、もちろんそういった議論も出てくるというふうに考えております。

以上です。

(矢島) お伺いします。まず、全体的なことなのですが、条例改正なのですが、こういうふうになりますという説明ばかりなのですが、こういう理由があるからこういうふうに変えるのですという説明を今後していただきたいと私は要望します。こういうふうになりますというだけでは、どういう意図をもってこの条例改正をするのかというのがなかなかこちらとしても理解ができない。理解するために委員会で質疑をしなければならぬ。もっと根本的なことを質疑したいけれども、時間制限もある程度あるのでできなくなってしまうとかとい

うのもあるので、こういう理由だから条例改正しなければならないのだとか、するのだとか、したいというような説明をしていただきたいと思います。

そういう中で、先ほどから出ている18歳の関係なのですけれども、これも提案説明を聞いても、今の議論を聞いていても、どこにターゲットを絞っているのかというのがなかなかわかりにくいと私は思いました。なぜ3人以上18歳までなのか、なぜ2人目以上ではないのかと単純な素朴な疑問があるのです。もちろん限られた財源ですので、無尽蔵に使うわけにはいきませんからそうしたのでしょうけれども、明確なこうだからこうしたいのだというのがあればおのずと私たちが説明を聞いていても、あっ、なるほどねと理解ができるのではないかな。でも、それがないから、なぜ3人なの、なぜ2人ではないの、なぜ全員ではないのとかという議論になってしまうような気がするのですが。

1点だけ、なぜ2人以上にしなかったのか。2人以上の場合の費用というのはどのくらいかかる試算があったのか、お聞かせください。この1点だけで結構です。

(こども未来課長) まず、2人目という試算というのはしておりませんで、全体を高校生までという試算は先ほど申しました約4,000万円程度かかるということでもあります。今回少子対策ということで、人口増には2.07の出生率が必要だということもありまして、まずはこの多子世帯への着目という点があります。

以上です。

(矢島) 済みません、言葉尻を捉えるようで申しわけないのですけれども、まずは、そうすると拡大する可能性も当然あるというふうに。先ほど言いました合計特殊出生率2.07であれば2人でもいいのではないかなというふうに単純に思ってしまうのですけれども、済みません、質問がふえてしまって、その2点についてお聞かせください。

(こども未来課長) まず、3人目のお子さんが生まれるには2人目がいらっしやらないと生まれにくいわけですので、そういったもちろん議論もありました。ただ、そこへの年齢拡大には年間4,000万という費用がかか

るということで選択されなかったというふうに考えております。

以上です。

（委員長）続けてどうぞ。

（こども未来課長）拡大の検討については、現時点では予定はございません。

以上です。

（福祉こども部長）ご質問の趣旨として、この条例改正に至るに当たってはどのような考え方を持って方向性を決め、改正を行ったのかということの中で、お話のこちらのほうの内容を申し上げますと、先ほどご答弁申し上げましたが、少子化対策、それから多子世帯の軽減等を考えたときに、2人目にするのか、3人目にするのかというのはもちろん考えました。俗に言う多子世帯という言葉を使ったときには、国の施策においても、保育の施策においても、3人目以上というのが整理が多くされているかと思えます。それから、鴻巣市の平成25年中に生まれたお子さんの何番目かというのを資料として整理をさせていただいたところ、第1子目が約47.3%、第2子が38.1%、第3子が12.1%、第4子が1.5%、第5子が0.9%、第6子以上が0.2%という割合をあらかじめこちらのほうで整理をした上で、では今回の多子世帯、こどもの医療費の拡充どうしようかということで考えたわけです。先ほど課長が申し上げましたように、2人目が生まれないと3人目は生まれないわけですからということもありますけれども、実際にはこちらの選択と集中という言葉を使いましたが、実際に予算もあることですので、そのラインとして第3子以降の方を対象にいたしますと約14.7%ぐらいの方が対象になります。ですので、第3子に着目し、多子世帯という子どもが多いというようなイメージで言うと第3子以上というのがイメージカラーありましたので、3子に着目し行ったということになります。

それから、先ほどの18歳の年齢に着目したのはなぜかと申し上げますと、もちろんお子さんが社会に出て、親から離れるのは別に18歳とも限りませんし、いろいろ年齢もあるかと思えますが、実際に18歳を先ほどのお話だと保育課のやっぱり保育料の軽減、これもやはり18歳をラインにし

て制度が動きそうに今なってきたかと思っています。それから、義務教育が終わった後、まだ3年間高等学校の教育を受けているわけですが、そういった意味では子どもとして保護するというイメージとして18歳みたいなところがあるかと思いますが、そういったところではほかの制度の中の調整も行いながら、18歳の年齢ラインを考えたということになります。ですから、なぜ3子目なのか、なぜ18歳以下なのかということはこちらにしてみてもいろいろな資料を出し合いながら、実際に第2子に注目しますと約4割ぐらいになるわけですから、予算的にも先ほど4,000万でといたしますと、そこで四四、十六、1,600万ぐらいかかるわけですね。そういったところも勘案して18歳以下の3人目以降のということで制度を改正させていただくことにいたしました。

以上です。

(矢島) だから、第2子以上で幾らかかるのかというのを試算していないのでしょうか。していないという話だったですね。どうして第3子になったのかというのがわからないのです。ここで費用対効果だったりとか、第2子以上だとこれだけかかりますというのがあるから第3子にしたのだ、もしくはそういうことではないのですよと、お金のことはおいておいて、あくまでも多子世帯の経済的な負担の軽減なのです、これでいくのですというのだったらわかるような気がするのですけれども、一方では少子化対策だと。確かに少子化対策にも一部寄与する部分はあるかもしれないけれども、だからその辺ははっきりしないのではないのかということをお私さっきから言っているのです。いろんな資料からと言っておきながら、第2子以上で試算した結果の数字も出てこない。これ検討に値するのですかということをお質問をしています。

以上です。

(福祉こども部長) 検討に値したかどうかということで委員さんのほうからご指摘がございましたが、今回の改正につきましては子ども、子育ての施策の中で来年度以降どのような形で何か事業を展開していくかというところの一つの選択として多子世帯、それから3人以上のお子さんを抱えていらっしゃる多子世帯の軽減を考えることになったわけです。

そこで、どういうものがあるかということでもいろいろ検討する中で、先ほどの出生の順位によるお子さんの年齢の割合、第1子の割合、第2子の割合等を調査をいたしました。最終的には、出生の今回こどもの医療費で18歳以上を支給していらっしゃる他の市町村さんの実績から、最終的に割り返しをした上で鴻巣市がどれぐらいの影響額が出るかということも試算をいたしました。最終的に第3子は、先ほど申し上げましたように約500人で、600万円相当ということで、その予算の範囲で今回鴻巣市は子ども、子育ての新しい事業として展開するということで結論を出しましたので、金額的なものをきちっと勘案をいたしました。先ほど2子の試算はしていないというのは、2子の計算を具体的に書面でしたわけではありませんので、ただ割合からいいますと第2子が約4割、2子以上は4割を超えますので、そうしますと第2子だけだと40%……では、その数字は、第2子の影響額自体の数字は計算しておりませんが、実際にはその数字から推測されることはできますので、最終的に第3子という結論を出させていただきました。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(竹田) こども医療費の18歳まで無料化というのは、私どももずっと運動を進めてきて、これは一定の前進であるというところでは評価をします。しかし、先ほどの審議の中でも新生児の手続はあくまで行政の側も申請する側も煩雑になるということをお認めおられます。また、償還払いであって現物給付ではないということとあわせて、経済的負担というならば3人以上育てているから経済的な負担があるというわけではないわけで、経済的な負担があるから1人しか産めないという家庭もあると思うのです。そういう点から言うと、もっとやはり子育て支援、私たちの未来ですから、子どもたちは、そういう点では申請ではなくて全て18歳以上のこどもの医療費は無料にすると、償還払いにするというのでな

く現物給付にすることを今後検討していただくことを要望して、賛成といたします。

(潮田) 議案第22号 こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論いたします。

急速な少子高齢化の中で、多子世帯にとって高校生の医療費支給、大変にありがたい改正であります。私の子育ての経験の中からも、高校生になるともちろん重篤な病気の方もいらっしゃいますけれども、病気というよりもけがが多い。医療機関で受診する回数は少なくなるけれども、部活等の関係で行くことも大変に多くあります。こどもの医療費無料化を全国の中でも先進的に取り組んだ本市がさらに拡大して取り組むことは子育て支援策として有用なことであります。今回のこの改正によって全体の14.7%の方が対象になるという話がありました。限られた財源の中でどのように子育て支援策を考えていくかということは非常に重要なことでありますが、今回の条例改正は子ども、子育て支援として多子世帯を対象としたという1点におきまして、こども医療費支給の拡充となる本条例の改正に賛成といたします。

(委員長) ほかに賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) それでは、議案第23号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を行います。

昨年12月定例市議会におきまして、現在行われております事務を今後も変わらずに実施していくため、いわゆる個人番号法の別表第1に定められた利用事務のうち、別表第2に定められた特定個人情報を市の同一機関内で利用する8事務及び特定個人情報の提供について1事務を規定する条例を制定いたしました。今回新たに条例の別表第1に予防接種法による予防接種の実施に関する事務及び母子保健法による保健指導等に関する事務を追加いたすものでございますが、これは平成27年11月中旬から12月下旬にかけて厚生労働省から通知がございました。その中で情報連携内容や個人番号の利用が導入される手続などの具体的な取得方法や留意点の取り扱いが示されましたことにより、今回このたびの条例の一部改正を行うものとなった次第でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（田中）ただいま説明がありました。要は個人番号制度に伴い改正をするというような話であったのですが、説明であったと思うのですが、個人番号カードというのは子どもとかに振られるとは思っているのですが、番号とカードとは別にちょっと考えなくてはいけないのかなとは思っているのですが、この予防接種法と母子保健法でそれらを使うというのは番号だけ言えばいいのか、子どものカードもつくってやるのかということころをちょっと質問をいたします。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）まず、個人番号カードにつきましては、まだほんの何割かしか皆さん取得されていないという状況の中で、当然個人番号につきましては全て個人宛てに通知されて、もう生まれたお子さんから高齢者に至るまで全てお持ちになっております。ですから、今回予防接種法並びに母子保健法上の手続の関係で個人番号を使うというのは、カードがなくても当然個人番号を自分でしっかり認識しておりませば、その申請書にご記入いただくことで十分足りる要件でございます。ただ、現状そういった申請書類、予防接種等につきましては個人番号を付する様式はまだ調べておりません。というのが、要はな

ぜ今後必要になるかと申しますと、他市町村に出ていたり、戻ったりする市町村間連携において、例えば鴻巣の方が九州に行ったとかというときに、向こうで予防接種を次何を受けようといったときに個人番号が鹿児島で調べていただければ鴻巣のとき打った、1歳何カ月で打った何の予防接種とかがわかるという、そういうメリットをもってその個人番号が活用されるという意味でございまして、その市町村連携が平成29年の7月から日本全国の連携が始まるという予定になっておりますので、それまでの間は特別個人番号はなくてもいいという言葉は問題があるのですけれども、支障なく、ただ規程上はもう使える状態になっているということをもって今回条例に追加をさせていただくというものでございますので。

以上でございます。

(田中) 今大変いい説明で、内容がちょっと理解できたのですけれども、個人番号カードをつくるに当たって、子どもさんのというのはパスポートみたいな形で一緒に写った写真でつくるのか、その辺の形はどのように今後なっていくのですか。ちょっとこの政策総務か何かの質問になってしまうかと思うのですけれども、わかっている範囲でちょっと疑問を生じたので、ちょっとお聞かせください。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) おっしゃるとおり、この委員会での的ではないのですけれども、当然乳幼児、生まれて顔かたち変わっていきますので、たしか規定上は5年を経過したときにまた新たにカードを取得するための手続を行うということになっていたと思います。以上でございます。

(田中) 賛否はともかく、29年からどこでどういう予防接種をしたとか、そういうのというのはたしか母子手帳なんか書いていてもわからなくなってしまったりするので、確かにこの個人番号というのは賛否両論があるのですが、そういう二重の予防接種をしたりするという手違いなどを防ぐに当たってはいいのかなというふうに考えられるのですけれども、この制度自体というのは29年の4月から全国で取り入れられるということだったですよ。その辺の話でちょっとお伺いします。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 29年の7月から全国展開という形で、それまでに各自治体においてはシステムの改修をしていただきたいという厚労省からの連絡通知は来ている状態でございます。

以上です。

(田中) では最後に、その個人番号を拒否というのではないのですけれども、しない場合のその辺の連携についてお聞かせください。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 当然個人番号を書きたくないという方もこれからいらっしゃるかと思いますが、その場合には職権で職員が住基情報を検索してよいという通知も来ておりますので、そういった点で対応してまいりたいと思います。

以上です。

(潮田) 先ほどの質疑の中で少しわからなかった点があるのですけれども、これはこの予防接種法、これから予防接種をするのがその情報の中に記録されるのであって、既にもう予防接種をしていることにさかのぼってその情報の中に入っていくというものではないということでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 現状、今鴻巣の予防接種の履歴的には、今健康づくり課におきまして健康管理システムというものを導入しております。そのシステムの中でどこの誰ちゃんがどんな予防接種を打ちましたというのは全て管理されております。でありますので、29年7月に向けて各市町村間でそういったシステム、情報の網羅されているものを整備した上で、当然そのお子様には個人番号が付されておりますので、そういったことで九州に行った子が鴻巣の出身であれば九州で自分の個人番号を申し出て履歴を検索していただきたいといったときに、鴻巣の健康管理システムに情報登録されていたデータが九州まで飛びまして、それで過去の履歴がわかるという展開になるという方向で今国自体が動いている状態です。

以上です。

(潮田) そうすると、その符合作業というのもこれから行うということになるのでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）現状のシステムにそういった市町村間連携ができるシステム改修をことし、来年にかけて逆に行わなければその市町村連携には間に合わないということです。今後そういった……新年度の早いうちにはそういったシステム改修に向けての検討を、うちのみでなく情報システムの部門もかかわりますので、そういったところと協議をしていくという予定でございます。

（潮田）そうすると、マイナンバーがただただ怖いというような情報だけが流れていて、こういった有用なことがあるというのを知らない、今後のことです。ですからあれですけれども、今後こういうふうになるということをもう少し周知していくとマイナンバーのほうにも影響が、新制度かという意味でもメリットがあるのではないかと思うのですが、今回こういうふうになったことは今後、これを議会で議決しなければだめですけれども、それ以降の予防接種のときには皆さんへの予防接種のお知らせのときにマイナンバーの登録とかというのが有用になりますということも個別に周知するお知らせの中にそういうのは載せたりとかするのでしょうか。または、市の健康カレンダーとかにもそういったものが載せられるようになるのでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）現実論といたしまして、先ほど転出入に伴うそういう情報のメリットを申しましたが、大多数の中の転出入、数もそんなに多くないということの中で、ずっとというか、ある一定期間長く鴻巣市にいらっしゃれば、特にマイナンバーの重要性をもって履歴はわからないかということ、現状でも窓口に来てその方という証明ができておりますと職員が回答しております。いついつどういったものを受けていますよという、そういう情報は保護者様には開示しておりますので、市内に住んでいる限りにおいては特段そのマイナンバーの必要性というものはないと言ってしまおうと問題があるかもしれないのですけれども、殊予防接種等に関してから考えますとマイナンバーの重要性といいますか、必要性というのは転出入以外については余りないのかなというふうに感じておりますので、周知方につきましてより強力にというのは、今後検討させてもらいますけれども、どういう形でやる

かということを含めて考えていきたいと思います。

以上です。

（竹田）何点かお尋ねをします。

この今回の条例は、基本的には庁舎の中でいわゆるマイナンバーを今度は予防接種とか、それから母子保健法に基づく事務に使うけれども、よろしくねという条例改正だという解釈でいいですか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）先ほど申しました住基情報を情報として見なければいけないということで、健康づくり課がそういった情報システム関係の部署のデータを利用するからという庁内連携をやり得る状態になったということをもっての今回の改正でございます。

（竹田）国から平成27年の11月から12月下旬にかけてこの分野でもマイナンバーを使うよという施行が来て、やりなさいよということですよ。それでよろしいですか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）はい、そのとおりでございます。

（竹田）先ほどちょっと私、自治事務というふうにおっしゃいましたよね。自治事務というふうにはおっしゃっていない。

（利用事務とお答えしましたの声あり）

（竹田）利用事務ね。はい、わかりました。済みません。ということは、法定受託事務というか、やらざるを得ないという事務だという解釈でいいですね。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）はい、そのとおりでございます。

（竹田）先ほど来の論議を聞いていると、例えば予防接種法に基づく予防接種についても、もちろん母子手帳には医療機関で受けたりちゃんとしていると押していただいて、それをもとに母親としての自覚を高めながら子どもを育てていくというのはありますけれども、市も健康管理システムで誰が受けたかちゃんと管理していますということだから、私は先ほどの話を聞くと市としては完璧にちゃんと予防接種を受けた人たちについては管理をしている、それから母子保健法に基づくいろいろなも

のもちゃんと管理をしているという解釈をしましたがけれども、それによろしいですね。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）はい、そのとおりでございます。

（竹田）ということは、先ほどの一生懸命市の職員の皆さんがそうやってやって、県外に転出するときにしても母子手帳を持ったり、いろいろな生育歴のものを健康管理として持っていくわけだから、本人が転出するときにはその書類を持って県外に行って、この子どもの生育歴はこうですよというのをちゃんと当該する機関にやれば基本的にはこれまではつながっていたという解釈でよろしいですね。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）基本的には保護者様が医療機関等で記載されましたそういったものをしっかり管理していれば何の不都合もないという状態であったと思います。

以上です。

（竹田）わかりました。ということは、マイナンバーは基本的にはいろいろ言うけれども、こういうところが便利ですよ、こういうところが便利ですよと言うけれども、答えにくいから、余り多分答えられないと思うのですけれども、こういうふうに県外に行ったときには便利ですよ、ここに行ったら便利ですよというのは後付けしたものであって、今の現状の中では私はしっかりと職員の皆さんが管理しているし、一人一人のお子さんについても例えばこの母子保健法に基づいて母子健康手帳も今後こども未来課が交付すると、今後の子育てについてもちゃんと啓蒙を図っていくというのが先ほどの質問でしたし、それから未熟児の訪問とか療育費の部分でもちゃんとやっているということであるならば個人番号がなぜここで必要になるのか。それにかかる費用というのはどのくらいなのでしょう。健康づくり課が絡むものと情報管理課が絡んでかなりいろいろシステム構築しなければいけないと思うのですけれども、これにかかる費用というのはどのくらいと予測していますか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）まず、他市に転出した方、全て保護者様が完璧にお子様の履歴を把握しているかというところでもな

い事例が数多くありまして、遠い県外から今もこのお子さんの接種履歴や相談履歴送ってください、またこちらからもお願い致しますといったようなやりとりが紙ベースで行われているのが現状です。ですから、そういったものが遠いところに行って個人番号を入り口として即座に履歴がわかるというメリットは間違いなくあると思います。それは、くどいようですが、保護者様の認識度といいますか、きっちりとした方は当然そういったマイナンバーを使っての履歴を調べるまでもありませんけれども、全員が全員そうではないので、やはりそういった場合については有益な手段であると思っております。また、システム改修にかかる費用等について、システム部門との調整、まだ実は具体的に始まっておりませんで、その費用につきましてもまだ皆目どの程度なのかも見当がついておりません。そういったことで現状の意図はお答えできない状態でございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

（竹田）確かに今子どもの虐待の問題とかいろいろ出てくると、この間も虐待をされたお子さんなんかは1カ月半健診は受けたけれども、その後全然健診も受けていなかったということで、結果論として本当に子育てにかかわる部分では大人になり切れない大人の人たちが子どもを育て、逆に言えば子どもによって親として成長させられる部分はありますけれども、そういう点で今回の事務をすることによって、そういう例えば虐待とか、いわゆるネグレクト、育児放棄とか、そういう部分というのはどういうふうになるようになるのですか。私は、対コストとの関係で、わからないというふうにおっしゃっていましたが、対費用効果との関係ではどんなふうに審議されているのかなというふうにちょっと思いますけれども。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）今回の改正は、予防接種法並びに母子保健法の関係での条例改正でございまして、当然その情報の中に虐待等の履歴等も確かにシステムの中でも書き入れるところがありますが、それが今後この番号法の利用によってどこまで出していいかというのはちょっと現状ではお答えしづらい問題ですので、本日においては

ちょっと控えさせていただきたいと思います。

また、日々1歳6カ月に来たけれども、3歳に来ないとか、また4カ月自体も来ないという方に対しては当センターの保健師から必ず連絡をとって来ない理由だとか把握した上で、こちらから出向いて行って訪問したりしている現状の中で、最近はなぜ受けなければいけないの的なご父兄も見受けられる中で、非常に現場としては大変な思いをしているという現状もつけ加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

（竹田）ということは、それはマイナンバーとは関係なく、今の子育てにかかわる部分では結構孤立化したりとかしている中では、本当にご苦労されているということはよくわかりましたので、マイナンバーは私は進めるに当たって一層現場の苦労がふえるのではないかというふうに考えますが、どうでしょうかということだけお聞きして、終わりにします。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）当然業務がふえるということは、職員の負担増にもなってくるのは間違いないかと思えますけれども、その辺は頑張ってやらさせていただきたい中でご協力をよろしくお願ひします。

以上でございます。

（加藤）今いろいろ質問の中の答弁を聞いていまして、要するに今までの住基カードとかいろんなことでもう大体いろんなそういう情動的なものは把握できている。マイナンバー的なこういう制度になったがために、それをそちらに今移行するではないですけども、より一層、個人個人はつきり本当に番号全部一人一人違うわけですから、すぐ一目瞭然でわかるということです。先ほど例えば何カ月健診とかに来られていない方には通知をしているというか、そうしているというふうなことですけれども、例えばそちらのほうはいろいろと本当に問題のある内容が多いかと思うのですけれども、例えば予防接種はそれこそやはり親御さんのもう本当に義務だと思うのですけれども、そういう問い合わせもあるなんていう話を聞いて、ああ、そういうこともあるのかと思うのですが、予防接種に関してはではまだいつまでに本当は受けなければいけないのに

予防接種をまだ受けていませんよねとかって、そういう通知というのはしていただけるのですか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 乳幼児に係る予防接種、定期予防接種、行政措置もありますけれども、現状99%とか100%に近い定期予防接種については皆さんお受けになっておられまして、本当にまれなケースとして受けていない方がいらっしゃるのですが、そういった方につきましては4カ月健診、1歳6カ月健診において個別面談を保健師が行っておりますので、そのときに確認をさせていただいて、忠告させていただくということも多々ございます。

以上でございます。

(加藤) そういうときにフォローしていただいてということで、今いろいろ本当それこそ虐待やら、本当自分の子を殺すまでのそんな時代になっていますので、いろいろと行政のほうもいろんな細かいことでのそういう周知もしているというふうなことで少しは安心はするのですけれども、やっぱり本当に親の自覚をきちんとやってほしいというふうに思います。要は本当先ほど申し上げたように変わる中での条例改正というふうなことで、何ら今までとは変わらないわけです。内容的にやることは、事務的な煩雑はふえるということはあるけれども、今までやっている予防接種とか母子保健法に関しての内容的なものは変わるわけではないということによろしいでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) はい、そのとおりでございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 個人番号法に基づく今回は利用の範囲を広げるものですが、これまでの予防接種や母子保健法に基づく実務では何らふぐあいはなかったということで、いわゆるそれにかかわる費用についてはまだ検討して

いないというふうにご説明をされていますが、対費用効果との関係や、今後情報がたくさん網羅されていく中では危険な内容が情報流出や不正使用の問題も含めて、今後情報がふえればふえるほど一層危険な内容を含む個人番号情報にかかわる内容でありますので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第23号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時25分)



(開議 午前10時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第24号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) それでは、議案第24号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益と負担の関係において被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料、保険税の負担に一定の上限を設けております。今後高齢化の進展などにより、医療給付費等の増加する

一方、被保険者の所得が伸びない状況の中で、保険料、保険税負担の公平を図る観点から、平成28年度から本市国民健康保険税の賦課限度額について平成23年度地方税法の改正時点に合わせた水準まで引き上げを行うものでございます。具体的には基礎課税額（以下医療分）を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額（支援分）を13万円から14万円に、そして介護納付金課税額（介護分）を10万円から12万円に引き上げるものでございます。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（田中）今説明をいただきましたが、要するに国民健康保険税の最高額の医療費分、後期高齢者医療負担分、介護保険医療分の増額についての説明だけだったのですけれども、これって当然その間の料率とかがあるかと思うのですけれども、それはこの条例改正とは全然関係ないのですか。それに伴う間のほかの料率というか、変更はないのでしょうか。

（国保年金課長）今回保険税の改定は考えておりませんので、この限度額の引き上げというものにつきましては高所得者の方に相応の負担をお願いするというところで、法定が年々今上がっておりますので、少し乖離してきておりますので、段階的に今後引き上げていきたいという考えであります。それと、同じく低所得者の軽減というのが26年度、27年度と連続して改定あったわけですけれども、来年度もまた今年度末には政令の改正が行われるというふうに聞いておりますので、3年連続して低所得者の方への軽減もあわせて行うということで、高所得者の方につきましては相応の負担をお願いしまして、低所得者の方には軽減の拡充という段階で今回条例の改正をお願いしているところでございます。

（田中）それでは、埼玉県内の限度額の状況、国との限度額の推移に対してどのように鴻巣市の限度額はなっているのか、ご説明をお願いします。

（国保年金課長）平成27年4月1日でございます。法定は、3つのものを合わせまして、今85万円の状況でございます。限度額81万円の限度額

の自治体40市の状況は、12市が81万円、80万円が1市、77万円が12市、76万が2市、75万が2市、73万は本市を含めて6市、72万が1市、69万が1市、68万が1市、65万が1市、61万円が1市という状況で、おおむね1回、2回おくれぐらいの自治体が多い中で、本市は今3回おくれになっていますので、ここで1回追いついていきたいというふうに考えているのですけれども、法定のほうはまだ89万円に引き上がっていきますので、この辺を徐々に解消してまいりたいというふうに考えております。

（潮田）今、今回の改正については高所得者の応分の負担をいただくという話がありました。これの対象世帯は何世帯で、全体の何%になるのか。これ世帯に課されるものだから、世帯でいいのですよね。その数値を教えてください。

（国保年金課長）2月1日で試算をしております、おのおのまず医療分が全体で1万7,984世帯のうち、改正前ですと292世帯、1.62%、これが限度額を上げますとそれが272世帯ということで、若干当然限度額が上がりますと世帯数が減るということで、1.51%という状況でございます。支援分につきましては、同じく1万7,984世帯のうち、498世帯、2.77%、これが改正前で、この改正が行われますと1万7,984世帯のうち420世帯ということで、2.34%になります。介護分につきましては、これは40歳以上の方が対象となって課税されますので、7,777世帯のうち2月1日現在で361世帯、4.64%、これが改正が行われますと7,777世帯のうち233世帯ということで、3.00%という状況になる見込みで考えております。以上です。

（潮田）そうすると、全体の中の高所得の方に影響がある。先ほど所得の少ない方については軽減のほうがあるということ、これは所得の少ない方への軽減のほうは28年度はどういった形なののでしょうか。

（国保年金課長）引き続きまた来年度も拡充が行われる予定となっておりますので、恐らく3月31日に国のほうが官報に政令改正を載せますので、それを受けまして私どもも条例改正専決処分で行いまして、次回の議会のほうで報告させていただきたいというふうに考えております。

（潮田）高所得というふうなことでありますけれども、実際には数字が

例えばの話、例えばおひとり暮らしの方の場合だと、高所得というのがどこをもって高なのかというのがわからないのですけれども。

(国保年金課長) 給与収入、あくまでもその世帯の状況によって、世帯の人数によって均等割が違ったりしますので、世帯の人数や年齢構成、40歳以上ですと介護分もかかってきますので、条件といたしましては40歳以上60歳未満の単身世帯で試算しますと、給与所得で考えますと現在が医療分が約940万円ぐらいの収入、収入で940万ぐらいで限度額に到達します。所得で言いますと727万円ぐらい。それが改正後になりますと、先ほど940万と言いましたけれども、今度医療分が957万、所得で741万ぐらい、こちらで限度額に達しまして、50万円だったものが51万円の限度額に達するというので、以下支援分ですと現在が収入で約832万……

(何事か声あり)

(国保年金課長) 済みません。議会の議運からの請求資料にも載せてありますので、以下832万が887万の収入、支援分が現在661万が777万ぐらいで限度額に達するというので、これを一言で言うと950万ぐらいになりますと全部の3部門が全部限度額に達して、77万円の限度額になるということでございます。

(潮田) 資料のほうに済みません、これありました。やはり今回は、これは本当に高所得の方に影響があるということで納得をしたわけですが、このお知らせというのはやはり個別ですか。ホームページ、広報、こういった形でそれぞれの方にお知らせになるのでしょうか。

(国保年金課長) 今後当然賦課前にご案内も差し上げますし、今後ホームページ等、広報等含めて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

(竹田) 何点か質問しますけれども、高所得というふうにおっしゃいましたけれども、950万というのは国保の加入世帯の中から見ると確かに高所得かもしれませんが、社会全体から見て高所得と言うかどうかという概念、お聞かせください。

(国保年金課長) 一応国の厚生労働省の基準で、低所得者ですとか中等所得者ですとか高所得者、一応基準がありまして、中間所得というのです

か、の方の場合は、単身世帯であると年収が300万円から600万円ぐら
いを中間所得というふうに捉えているようでございます。2人以上の世帯
であると、年収500万円から1,000万円ぐらいが中間所得ということ
ですので、先ほどあくまでも単身世帯のことを申し上げましたので、950万
ぐらいが中間所得よりやや上ということで申し上げました。

以上でございます。

(竹田) 逆に言えば、先ほどの950万を超えたら国保税は一切上がらない
ということですよ。

(国保年金課長) 限度額というのがそういうものでありまして、余りこ
れずっと限度額なく年収に合わせて比例していきますと、それこそ医療
給付のいわゆるサービスと税が全く比例しておりませんので、あくまで
も限度額がないとやはり納税の意欲といいますか、その辺も問題になっ
てきますので、ある程度限度額が必要だというふうに考えております。

(竹田) 私が言いたいのは、年収2億円とか3億円の人もこの限度額で
すねということをお聞きしているのですが。

(国保年金課長) 当然それこそ億単位の年収があっても、限度額なので
すけれども、一般的に国民健康保険に加入されている方はやはり年金受
給者の方あるいは非正規労働の方、失業された方ですとか、そういう方
が中心ですので、従来は農業に従事している方ですとか、市内でお店を
構えている、会社を小規模でやっている方が主でしたけれども、今主流
がどちらかというとなり低所得者の方が多い状況ですので、恐らくほとん
ど億単位の収入はないというふうに私どもは捉えております。

(竹田) 国保全体が低所得者だというのは、私、議運で資料請求した8
ページを見ていただくと、所得別人数って、これはいろいろご苦労いた
だきましてありがとうございます。ここ見ると、課税所得がゼロの人
が34%ですよ。課税する所得がない人がもう3分の1を超えている所得
水準の中の高所得というふうに見るならば、高所得だからいいなんてい
う論議というのはドングリの背比べの中のちょっと出ているからという
ふうには思います。例えば100万以下の世帯が約6,000なので、割合から
すると28.2%。ということは、約6割の人たちが100万円以下の所得の人

ちでこの国保を運営しているという状況なのですよね。500万超でも、超で終わらせているということは、いかに国保に入っている人たちが全体として今課長がおっしゃったように所得の低い人たちで構成されている中で、いわゆる負担と費用の公平性というけれども、やっぱりそれを維持するためにはある程度どこかから財源出さなければいけないかというふうになってくると思うのですけれども、そういうところでは高額所得といったって、部長クラスだと皆さん、この国保に入っている人たちから比べたら部長クラスの皆さんというのは950万くらいというのは年間給与をいただいて、いわゆる一時金もいただいたりすれば、そのくらいになると思うのです。ならないですか。

(何事か声あり)

(竹田) いや、国保なのでちょっとよくわかりませんが、報酬をいただいている、明らかに一番報酬がある例えば市長さんとか、そういうのはもう明らかに月々八十何万とかって決まっています、それは市長さんでも共済健保ですよね。そうしたときに、共済健保でもやっぱり限度額があると思うのですけれども、共済健保で950万円の人は保険料幾らかというのは何か試算されています。

(国保年金課長) ちょっと今手元にはないのですけれども、当然共済組合ですね。埼玉県市町村共済組合、これが我々公務員が埼玉県の場合は加入しているわけなのですけれども、当然本人の掛金と事業主折半となっていますので、おおむね同じぐらいの国保の方と比べれば当然事業主折半がありますので、おおむね半分程度になっているというような感じだと思いますけれども、それは当然限度額等あたりしますので、単純には高い収入、報酬の場合とはまた違うと思いますけれども、一般的には本人と事業主折半の分が共済組合ですとか被用者保険ですとか協会健保はなっていますので、それと比べれば国民健康保険というものはそういう制度ではありませんので、比較すると相対的には我々公務員等は労使折半で本人の掛金は半分程度になっているというところがございます。

(竹田) 公務員の皆さんが悪いわけで全然ありませんので、低いから悪いという論議ではありませんので、そこは誤解のないようにしていただ

きたい。私は、むしろ国保のほうはさっき言った同じ給与水準でいっても非常に負担割合が高いのではないか。共済健保は、事業主といっても私どもが事業主で税金を納めてやっている、そういう税金の中から半分折半にしているというふうに考えると、やはり年間950万円といえどもこれから77万になっていくわけだし、今後国の法定限度額が89万というふうにするという点では、所得の15%以上も国保税として払わなければいけないという重税感というのはどういうふうに捉えていらっしゃるのか。

（国保年金課長）当然所得の現役の世代がある共済組合ですとか、被用者保険というのはそれなりに所得がありますから、所得に応じた保険料が入っていきます。ですので、当然国民健康保険と比べれば収入、所得に対して負担は相対的には低くなりますし、当然国民健康保険というのは現役世代よりも鴻巣市、本市で言うと前期高齢者の方、65歳から74歳の方がかなり多く構成としてありますので、そうすると大体年金の方です。そうすると当然医療費は年齢が上がってくれば医療費がかさんできますので、高い医療費を賄うためにはある程度の保険税を負担していただかなくてははいけませんので、どうしてもそういう10%、今言われたような所得あるいは課税所得に対して2割以上負担になるというのは本市にかかわらずほかの自治体も同じような状況であります。これは、国保全体を通してのことだと思っておりますので、その辺からすると現役世代よりも負担は比較的重くなっているというふうに考えております。

（竹田）そういう点では、課税限度額を上げている国も問題ですし、それを追いつかなければいけないというふうに、追いつくことは私必要ないと思います。何年おくれていようと、61万円の最高限度額でやっている市が実際1市ありましたよね。65万円のところが1市あったり、60万円台が4市あるということは、やはり現役世代を引退した人たちに対するそれはやっぱり市の私は考え方になるかなというふうに思います。そういう点で国保の限度額を今後どういうふうにやろうとしているのか。2年おくれにするのか、毎年これから変えようとしているのかも含めてどのように、今後の見通しについてお考えをお示してください。

(国保年金課長) 第3次の埼玉県市町村国保広域化等支援方針、こちらにはずばり実は地方税法に合わせた改正、引き上げを行って、賦課限度を県内どこでもというような方針にはなっております。ですので、今後平成30年度に都道府県と市町村の国保は共同運営という形になっていきますので、この辺を考慮しながら……かといって急激に限度額に引き上げていきますとかなりの激変になってきますので、その辺も含めて今後十分検討してまいりたいというふうに考えています。

(竹田) 国保の広域化も進められていますけれども、でも国保の広域化といっても賦課については各自治体に任せていくという方向なども出されていますよね。一気に統一しようという方向ではないので、私はやはりそうではなくたって950万で高額所得だなんていうふうにやるのだったら、もっと億単位でもうけているところにやればいいかなというふうに思うので、そういうお考えが持てるかどうか、最後にお聞きしておきます。

(国保年金課長) 広域化は、今私ども非常に関心を持っておりまして、今後県と市町村の協議の場というのが来年度初めぐらいに恐らく設置されて、まだまだ総論ができましたけれども、国は大枠をつくりましたけれども、今後市町村の声を聞きながら県がどういう調整を図っていくということなのですけれども、今言われているのは市町村は県に納付金というものを払うのです。納付金を払うために、それにどのくらいの税金を必要だという標準保険税率というのを県のほうで示してきます。その中で限度額につきましては、法定でやりますよというふうに言われていますので、法定に合わせていけばスムーズに行くかもしれませんけれども、法定に合わせていない場合、その辺がどう市町村がそれに応じて補填していくかという問題が出てきますので、この辺限度額まで一気に上げていくというのは先ほども申し上げましたようにこれは被保険者にかなりの負担になっていきますので、この辺も含めてスムーズにやっていきたいというふうに考えています。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 反対討論を行います。

法定限度額89万円に近づけるために、今後何年かで平成30年に向けて法定限度額に向けたその一歩であります。今回対象になるのは、約950万円収入の方々ですけれども、それを高額所得者と題してやっていますが、世帯全体から見れば低所得者が多い中での950万円というふうに高額所得者と位置づけることそのものに私は問題があるというふうに思います。低所得者が多く入っている国保税の条例改正には反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。質疑なしですか。

(加藤) 20ページの歳入のほうです。子ども教育ゆめ基金ですけれども、本当にありがたい話かと思うのですけれども、こういった団体とか、個人名はもちろん必要ないと思うのですけれども、こういったところからのそういう寄附があったのか、まず聞きたいと思います。

(学校支援課長) こちらは、直接窓口に市民サークルの方がお持ちいただく場合ですとか、また市内の方が寄附をしてくださる場合とか、ふるさと納税の中で鴻巣市で4種類選べる中の一つがこちらの子ども教育ゆめ基金ということで、ふるさと納税の中で4種類選ぶ中でこちらを選ばれた方の分が市の歳入になるということでございます。その際に季節によりましては、柿ですとか梨ですとか、そういった鴻巣市産のものがその方に送られるという仕組みになっております。

以上です。

(加藤) 補正で296万ですか、こんなにたくさんあるわけですよ。これは、子どもゆめ基金は中学生の海外派遣事業に使うという、そういう内容になっているかと思うのですが、今20人ということで派遣していて、私も何度もこれに対して話をしたことあるのですけれども、もっとやっぱり、子どもたちが一堂に会していくのは20人以上はちょっと難しいというか、人数がそれ以上になるとというふうなことはあるというふうなことも話は聞いていますけれども、大勢ふやさなくても、例えば1人でも2人でも、せっかくこのゆめ基金などもあるわけですから、1人でも2人でも多くふやしていくというふうな考えはないのでしょうか。

(学校支援課長) 大変ありがたいお話ですけれども、引率の関係ですとか現地に行きましての管理体制ですとか、生徒の安全確保という面からしましてもこちらの人数が適当かなということで定めております。現在のところ来年度ふやす予定というのはございません。

以上です。

(加藤) ないということなのですからけれども、ぜひこれは本当たとえ1人でも多くふやして行ってほしいなというふうには思っているのです。ただあと3年生が今対象になっていますよね。やっぱり3年生の夏休みに行って、その後もうすぐ受験体制に入るとか、進路を年齢的なことでやるということで、いろんなせっかく行ってきた経験を「かがやき」なんかに出させていただいたりもちろんしていますけれども、それは本当に報告的なことであって、いろんなことでのその子たち、行った子たちの影響を1、2年生とかにお知らせするという時間がないと思うのです。

実際もう 8 月に行くわけですから。ですから、3 年生でなくてやはり 2 年生ぐらいの、一番やっぱり時間的に余裕あるときに 2 年生を対象にというふうな、いきなり今 3 年生になっている子から 2 年生になってしまおうと 3 年生になってしまった子に行けないということになってしまいますから、その辺はどういうふうに調整するかは別としても、2 年生を対象にというふうな考えはどうか、そういうことを検討したことがあるのかなのか。

(学校支援課長) こちらは、やはり現地、オーストラリアに行かせていただいておりますけれども、2 年生の時点での子どもたちの英語力といましようか、やっぱり 3 年生ですとかなり日常会話も覚えてきますので、そういった子どもたちの英語、日常会話できるという自信があるということも踏まえまして、2 年生の段階ですとちょっと厳しいかなということで 3 年生がふさわしい、部活動も引退するということで 3 年生のこの時期がふさわしいかなということで、毎年この時期を選んでおります。

もう一点、先ほどの報告の件でございますけれども、20 名参りました 8 月の後半にゆめ基金に募金、寄附をしてくださった方をお招きして、クレアこうのすをお借りして報告会というのを行っています。また、各学校では 9 月の初めに派遣した生徒が全校集会などの前で報告会を開きまして、その影響で後輩たちもぜひ先輩の跡を追いたいというか、体験したいということで希望されるお子さんも多いと聞いております。

以上です。

(加藤) ゼロではないと思うのですけれども、やっぱり子どもたちがいろんな下級生と接触する中で、そういう行ってきたことのいろんな経験的なものをやはり下級生にもっと……ゆめ基金の方にはもちろん本当お礼的にやるのでしようけれども、やはりもっといろんな面で活躍できる場がやっぱり 2 年生ならまだまだ 3 年生になっても自分の経験を生かすことができるのではないかなというふうに思うわけなのです。

あとそれと、前の質問の中に入ってしまったのですけれども、それと今再質問で聞いたのが英語力が云々って今おっしゃっていただきましたけれど

も、今小学校からもう本当に英語を教育って、きちんとした教育まででなくても、でも入ってきていますよね。そういうことであればやはり余りもうこれからの子どもたちはそれほど英語ゼロではないし、例えば行った人の経験を聞いてもそれほどの英会話ができなくてもやはり見まね、手まねで幾らでもやっぱり通じる部分があると、向こうで英語で何か発表するとかということがないと思うのです。やっぱり会話的なことが必要、向こうのホームステイで入るわけですから、できないよりは、それはもちろんできたほうがいいと思いますけれども、やっぱり英語ができるってどのぐらいの重要性でしているのかがちょっと3年生と2年生の中でそれほどの影響力はないのではないかと思いますので、やっぱり今後、来年もちろん20名で3年生で検討していると思うのですが、やはりその辺も十分考えていく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

（学校支援課長）おっしゃるとおり個人的に英語の塾へ通われたりというお子さんもいますけれども、やっぱり時期的なものとしましては3年生のこの夏休み時期が、2年生ですとどうしても部活動ですとかいろいろ家庭の事情、習い事とかもありますので、一通り1年生から、今は小学校5年生から外国語活動ということで積み上げてきていますので、それがホームステイをするということが前提ですので、家庭に行きまして日常の会話が成り立たないと、そこでちょっととまってしまってもうまく研修が進まないということも考えられますので、ある程度子どもたちが小学校5年生から中学校3年生7月まで習った英語を駆使しながら、また態度、身ぶり、手ぶりを加えながら研修することが意味があるかなと考えますので、3年生がふさわしいかなとは考えております。

以上です。

（加藤）では、次行きます。28ページです。28ページの2の身体障がい者福祉費中の難病手当の関係ですけれども、対象者が見込んだより少ないというふうなことで減額をするというふうなことなのですが、1,000万の減額ですよね。ということは、かなり対象者が減ったというふうになるわけなのですから、どの辺に対象者の方、対象者が病名がふえ

たわけですよ。でも、そういう周知的なものというのはどの辺までされているのですか。

(福祉課長) まず、難病患者手当の減額でございますけれども、平成27年1月1日以降に患者数が56疾患から306疾患、小児慢性が514疾患から704疾患にふえるということで、26年の9月に条例改正を行っていただきました。それで、手当のほうは1カ月当たり5,000円から1,000円に減額をさせていただいたということです。通常であれば5分の1、5,000円から1,000円ですので、予算のほうも5分の1ということでございますけれども、過去の決算の実績を見ますと25年度に約4,000万円の支給額になっております。26年度につきましては、27年の1月から額のほうを改定しておりますので、決算額が約3,300万になっているということです。その後国の試算によりまして、疾患数が5倍になって患者数が国の試算によりまして1.9倍になるということが予想されましたので、そういったことから今回の減額につながったものでございますけれども、当初予算につきましては大体2,000万円ぐらい、平成27年度2,000万円計上していたということです。実際の執行額は、予定ですけれども、27年度の難病患者の手当の予定額が約800万円ぐらいになるということです。そのため1,000万円の減額が生じたということです。

また、新たに拡大された難病患者への周知の方法ということでのご質問もあったかと思っておりますけれども、そちらにつきましては医療費について鴻巣保健所に難病患者の申請をされたときに手当に関する案内文書、そういったもので周知をしているほか、障がい者ガイドブックに掲載したり、あるいは市のホームページのほうにも掲載しているという状況でございます。

以上です。

(加藤) まだ本当知らなくて申請をしていないという方もいらっしゃると思うのですけれども、300以上の疾患にふえたというふうなことで、全体的には予算はふえたわけですよ、前よりは。26年度のときの予算よりは27年度はふえなければおかしいわけですよ。5,000円で1,000円だから実質減っているわけですね。でも、実際せっかく予算を立ててもこ

のように減るようなというふうなことはやはり何も5,000円を1,000円に減らす必要もなかったのではないかなというふうに思います。それで、まだまだ実際のそういう難病疾患になっている方の周知が徹底されていないというのもあるのかと思うのですけれども、今後においてはやはり人数がふえるというふうなことで5,000円から1,000円にしてしまったわけですから、もうそれをまたもとに戻すなんていうことは本当に大変なことだと思うのです。そう簡単には幾ら議員が要望してもなかなかもとに逆にそういうふうに戻るなんてことはおおよそ今までのところでもほとんどないので、本当に不可能なことになると思うのですけれども、であるならばやっぱりたとえ1,000円でもやはり難病で困っている方にそういう申請がきちんとわかって申請ができるような、そういう周知をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

(福祉課長) 先ほどの答弁申し上げましたように、市のホームページ、障がい者ガイドブックあるいは保健所に医療費の申請に来られた方に対する通知ということで今後も周知を徹底してまいりたいと思います。以上です。

(加藤) 次、行きます。同じページの一番下のところの吹上地域保育園の新設ですけれども、今現在はこういった進捗状況に、どういふなかなか土地区画のほうはまだ全面的にできないとか何かってうわさというか、ただ耳にはするのですけれども、今現在どのような進捗状況、準備段階の中での進捗業況になっているのですか。

(保育課長) 昨年度繰越明許になっておりました用地購入のほうは今月完了する予定となっております。以上です。

(何事か声あり)

(保育課長) あと、今年度やった工事につきましては保育園用地の隣接する道路につきましては6メートル道路だったのですが、9メートルないと開発の申請ができなかったものですから、そちらの道路の改良工事のほうを行いました。

(加藤) そうですね。何かまだ保育所がどうなの周りには何か工事して

いるけれども、どうなのかみたいなことを市民の方からもそんな話を聞いているのですけれども、その土地の分は確保ができて、整備はできたということなのですね。それで、ではよろしいということで、それはでは。

また、28年度に向けて今月に用地が全部完了するというふうなこと、土地確保が、土地、幼稚園の全ての土地が今月ですか、今月ということは3月に確保ができるというふうなことになっているわけなのですね。

（保育課長）はい、そのとおりでございます。

（加藤）あと、では33ページです。一番下の小学校施設改修事業なのですが、先ほどの説明の中では、これ南小学校ですよ。エレベーターの設置を予定していたけれども、給食用で賄うというふうなことで減額をするというふうなお話でしたけれども、給食用と普通のエレベーターを使用するという内容というのは違うかと思うのですが、その辺は何か支障が起きるようなことってないのですか。

（教育総務課長）まず、南小学校大分老朽化していますので、単独の乗用のエレベーターを設けるということで当初設計の段階では考えていたのですけれども、その後学校給食、その当時の担当と協議をいたしまして、乗用のエレベーターにつきましては、ふだん児童が使うという形ではなくて、そういう対象の児童が入学された場合だとか、あとは保護者、それから来校者、そういう方々が来たときに使うということで考えております。当初は、衛生上の問題とかで給食のほうで配膳用という形で使っておりますけれども、特にそういうエレベーターを使う必要のある方、そういう方が使用するとき、前もってこのときに使いますよということがわかればそのときに使ってもいいということで協議が調ったものですから、代用させていただくという、そういう形になりました。

（加藤）結論的には、では障がいのあるお子さんが入学してきたりとか、今現在いらっしゃるかどうかわからないからわからないのですけれども、そういう意味でも給食用のエレベーターがあればそれで支障がないというふうな判断をされたというふうなことでよろしいのですか。というのは、給食用ですから、衛生面的なことがやっぱり一

番気になるのかなと思うのです。病院ではないですけれども、入る前にちゃんと何か消毒してとか云々というふうな、そこまで普通の、親御さんが送ってくるかどうかというふうに、障がいを持った方が入学されたときにどうなるかわかりませんが、その辺の配慮というのは大丈夫なのでしょうか。

(教育総務課長) 先ほども申し上げましたとおり、当初は乗用と配膳用ということで設計の段階では検討はしたのですけれども、特に衛生上の問題ということで、我々もその辺を協議した結果、代用しても大丈夫だろうという、先ほど言いましたように常時エレベーターを乗用で使うという形ではなくて、先ほど申しましたようにそういう配慮のある児童だとか、そういう方々が使用する場合に限ってであれば問題ないだろうということで、南小からはエレベーターの増設については必要なくなったという、そういうことでございます。

(加藤) 以上です。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時50分)



(開議 午後 1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) それでは、15ページ、これは子どものための教育・保育給付費負担金、これは15ページにも17ページにもありますけれども、歳出のほうにもかかりますけれども、ちょっと歳入のほうで聞きたいと思います。この金額というのは、先ほど1.9%の分ということでしたけれども、対象者数とか臨時職員のほうとかにもあるのか、対象者はどういった方が対象になって、平均という数字はなかなか出にくいとは思いますが、大体どのぐらい、1.9%といってもどのぐらいなのか金額のめどがわからないので、教えていただけますか。

(保育課長) 対象となる方は、保育所等に勤めていらっしゃる方全ての方が対象となります。計算式なのですけれども、それが給付費の計算というのがいろんな項目がありまして、それぞれに対して1.9%が組み込ま

れるようなところと組み込まれないようなところがありまして、国から示された計算式に従って新しい計算をしまして、それとの差額を今回出したというような形になっております。

（潮田）そうすると、これは市の職員の保育士さんとか、あとはでも私立の保育園にお勤めの方もいらっしゃるけれども、市の職員の場合にもこれでアップするということになるのでしょうか。

（保育課長）市の職員は、該当にはなりません。

（潮田）市の正の職員はならないけれども、臨時の先生いらっしゃるすよね。臨時職員は対象になるのでしょうか。

（保育課長）市の臨時職員さんということでしょうか。

（潮田）はい。

（保育課長）市の臨時職員さんにつきましては、さかのぼってというのは適用はないのですけれども、最低賃金を計算しまして、毎年賃金の改定はしております。

以上です。

（潮田）今回の歳入でなった分というのには、臨時職員の保育士さんというの是对象ではないということによろしいのでしょうか。

（保育課長）公立の保育園については対象ではないのですけれども、私立のほうの保育士さん、幼稚園教諭につきましては皆さん対象となっております。

以上です。

（潮田）続きまして、同じページ、15ページ、これもちょっと増減を確認したいのですけれども、児童扶養手当負担金、児童手当負担金も両方ともこれは減額になって、これ確定したことによるということでしたけれども、これは予定していた人数よりも子どもの数が減ったということになるのでしょうか。

（こども未来課長）支給対象の子ども延べ人数が減ったということになります。

以上です。

（潮田）それは、おおむね人数でいうとどのくらい減ったということに

なるのか、児童扶養手当と児童手当両方について人数をお願いします。

(こども未来課長) まず、児童手当のほうですけれども、当初予算時、これ延べ人数なのですけれども、約16万2,000人で予算は組んでおりましたところ、決算の見込みでございますが、15万8,000人ということで、約4,400人程度ですか、減になる見込みであります。それと、児童扶養手当でございますけれども、27年度の当初予算で対象となる児童の延べ人数が1万3,500件で計上しましたところ、決算の見込み額で1万2,400件(P.62「1万2,500件」に発言訂正)ということで約1,100件の延べ人数としての件数の減の見込みです。

以上です。

(潮田) そうすると、これ延べですから、単純な計算できないですけれども、これをそれぞれ12で割ると人数というのが出るような形ですか、12カ月というので割ると。

(こども未来課長) 12月で割ればおおよそ対象の子ども数というのが出るかと思います。

以上です。

(潮田) そうすると、児童手当でいうと対象が300人くらい……300人ではない。400人までいかないですよ。350人くらい。児童扶養手当のほうでいくと、12で割ると90人くらい違うということになるのでしょうか。

(こども未来課長) 児童手当でいいますと約360人程度で、児童扶養手当でいきますと90名弱ということになるかと思います。ただ、予算上実数の子ども数でちょっと把握はしておりませんので、延べ人数という形となっております。

以上です。

(潮田) 同じことが18ページの乳幼児医療給付費補助金のほうでも言えることなんでしょうか。今回これが確定したことによる148万円の減となっておりますけれども、この減の理由というのはどのように見ているのでしょうか。

(こども未来課長) こちら乳幼児医療給付費補助金につきましては、市で現行行っていますこどもの医療費の支給事業が15歳の中学校までのう

ち、県の補助金としまして就学前のお子さんの約2分の1が補助金として入ってまいります。歳出のほうで今回4,000万ですか、減額をしております、そのうちの就学前に当たるところの部分の2分の1の県補助金が減額となってまいります……失礼いたしました。訂正いたします。こどもの医療費の歳出のほうは減額「4,000万」ではなくて「2,000万」でございます。失礼いたしました。

(潮田) 続きまして、20ページ、子ども教育ゆめ基金、先ほどほかの委員からも質問ありましたけれども、子ども教育ゆめ基金、これがふるさと納税のほうからというのがありました。ふるさと納税は、4つの中から選ぶことができ、なおかつそこに意向が、自分としてのこういうふうに使ってもらいたいというような意見を述べるところがあったかと思うのですけれども、この子ども教育ゆめ基金のほうに回す中で何か要望、このような使い方をしてほしいというようなことが付されたものというのはあったかわかりますか。

(学校支援課長) ふるさと納税につきましては、日本のどこの方がお幾ら寄附をしているという伝票は回ってくるのですけれども、要望書まではこちらには届いていない状況でございます。

以上です。

(潮田) わかりました。恐らくそこには教育の中でもこういうふうに使ってもらいたいというような声もあったのではないかと思いますので、もしもそういうのがあれば今後生かしていただきたいかなというふうに思って申し上げました。

続きまして、21ページの雑入の中で療養給付費負担金還付金とあったのですが、ちょっとこれの内容がよくわからなかったのです。

(国保年金課長) これは、26年度の精算金となっているのですけれども、本市から広域連合のほうに療養給付費ということで請求があったものに対して、簡単に言うと払い過ぎていたと、それが精算の結果4,800万戻ってきたということでございます。

(潮田) 払い過ぎていたものが戻ってきたということは、本来払わなくてよかっただけのことですよね。新たに何か来たというものではないと

いうことよろしいでしょうか。

（国保年金課長）広域連合といたしましては、その年度の療養給付の見込みを立てますので、どうしても広域連合としては多目に見込んでおりますので、それが精算の結果各市町村に、ほとんどの市町村に還付という形になっております。

（潮田）わかりました。

続きましては、27ページの障がい者自立支援給付事業、これが1,000万からの増になっております。これの内訳、どういったもので1,000万からの増になっているか。この時期に1,000万の増というのはすごく大きいかなというふうに思いますので、その内訳をお願いいたします。

（福祉課長）増額の内容でございますけれども、障がい者の福祉サービスで一番伸びていますが、26年度の決算と27年度の決算見込みとの比較をしまして、グループホームなどの共同生活援助サービス、これが大体約5,000万円ぐらい26年度の決算額と比べて伸びているという状況です。次に、日中施設での入浴や食事の提供などをする生活介護サービス、これが約3,000万ぐらい伸びています。それと、就労のための訓練事業や実習などの就労移行支援サービスと働く場所を提供する就労継続B型サービス、これ合わせて大体3,000万円ぐらいの増加と、大きくはこの3つぐらいがサービスとして伸びているという状況です。

以上です。

（潮田）28ページの特定教育・保育所支援事業、これ人件費の増でよいのか。でも、施設型給付費負担金となっているのですけれども、これは何の部分の増がこの金額になっているのか。

（保育課長）公定価格の見直しによりまして、人件費が増になったことが主な理由でございます。

（潮田）人件費となっておりますけれども、先ほど保育士のほうには加算があったという話が、そっちのほうとこれというのは関係があるものなのではないでしょうか。また、この内訳、単なる人件費と言われても保育士なのか、保育士の中の延長保育だったりとか一時預かりとか、そういったことになるのか、お願いいたします。

(保育課長) こちらの対象となる施設なのですけれども、市内の認定こども園と、それから新制度のほうに移行しました幼稚園2園、それと小規模保育事業所に11月に移行しました事業所さん1カ所、それと管外委託で小規模に何人かお預かりしていただいているので、そちらの管外委託先の小規模保育所6カ所、そちらの施設運営のために支給するもので、保育士や幼稚園教諭等の人件費が1.9%上がったことに伴ってということになります。

(潮田) そうすると、1.9%というのが大体、保育士さんどのくらいもらえるのですか、金額でいうと。どのくらいアップするというのは。

(保育課長) その保育所によって、私立さんですので、幾らというのははっきりこちらでは把握しておりません。申しわけございません。

(潮田) 保育士さんの報酬というか、お給料が少ないということが全国的にも問題になっていて、実際親御さん対応がすごく大変で、保育士さん、子どもたちがかわいくて保育したいのだけれども、そっちの精神的なほうで疲れてしまって離職してしまう方がいるというふうに聞いているので、この辺が実際どのぐらい皆さん行くのかというのを、お金は税金から出しました、でも幾ら行っているかわかりませんというのではなく、何かわかるように、きっちりとちゃんと皆さんの手元に行っているかというのを、今数字で、一人一人によって違うと思うので、細かく言えないと思いますけれども、市としてそういうのは把握はしているのでしょうか。

(保育課長) こちらは、国の基準に従った給付費というものがございまして、そちらの基準に従って、その園によってどのぐらいの年齢の方がいるかとか、そういうのによって基準が違いまして、その基準額に従って出ているものというふうになっていますので、その基準額は保障されているものと考えております。それ以上出しているかどうかというところをちょっと把握していないというような状況になっております。以上です。

(福祉こども部長) わかりづらい説明になっていて申しわけないのですが、今回の補正に当たってどんなふうに計算したかと申しますと、給付

を受ける今回の認定こども園さんですとか給付型の幼稚園さんに対して、国の基準が乳児の場合は何人預かっていると単価が幾ら、医療費と同じです。単価が決まってきたのです。その中で処遇改善加算として数字が上がっているものを申し上げますと、それぞれもとの単価が、子どもたちを多く預かれる3歳児とか4歳児、5歳児というのは、実は単価的にいうと4,160円とか3,040円とか、それぞれの施設の経営規模によって、預かっている人数によっても加算の単価自体が違うのです。金額自体が違います。ただ、小さいお子さんを預かっていらっしゃるこの年齢の処遇改善加算でいいますと2万8,160円とか手厚くになっているというような数字です。ですので、確かに鴻巣市としては処遇改善加算を加算した上で計算をし直して、最終的に今回の補正は予算に計上した金額から実際に必要な金額を引いて補正を出していますので、全て処遇改善加算とは限らないのですけれども、実際に処遇改善加算として単価がついているものは、今、今回の施設でいいますと一番低いところで3,040円です。年齢層でいうと4歳、5歳児。一番高いところは、先ほど申し上げました2万8,160円で、乳児というふうになっています。以上です。

(潮田) 済みません。この2万8,160円とか3,040円というのは、1回支給のお金でしょうか。

(保育課長) 一月当たりということになります。

以上です。

(潮田) となると、多いところは2万8,160円だと、それ掛ける12カ月分というふうに計算を、年間それだけ上がるというふうに考えてよいものなんでしょうか。

(保育課長) はい、そのとおりでございます。

(潮田) 少ない方は3,040円。これというのは、見ているお子さんの年齢によって違う。もちろんその方が何年就労しているとかというのでも違ってくると思うのですけれども、これは全部きちっとした計算式があった上で公平性は保たれている。これってかなりな金額が違いますよね。3,040円掛ける12カ月の方と2万8,160円が12カ月の方とでは随分違うかと

思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

（福祉子ども部長）個々に個人の方に手当てされている金額ではないのです。その制度を運営するに当たり、施設が保育士さんが何人、これだけの年齢のところは何人手当てをすると実際にこの規模だとお給料これぐらい上げないといけないから、では加算をつけますよということになるわけです。例を言いますと、先ほどの乳児ですと、1人当たり基本単価が18万7,280円、そこに処遇改善加算でついてくる金額が2万8,160円、そのほかに冷暖房費として110円プラスされて、月額21万5,550円お子さん1人にかかりますよと、そういう計算をさせていただいた上で、最終的にその費用を各認定子ども園とか幼稚園にそれぞれの規模に応じた金額をうちのほうはお支払いをした上で、その費用で運営をしていただいているということになります。

（潮田）今の説明でわかりました。もらう金額が2万8,160円かと思ったらそうではなくて、1人のお子さんに対して給付される金額ということですね。了解いたしました。

（委員長）それでは……

（潮田）もう時間ですか。

（委員長）時間なので、まだありますか。

（潮田）まだちょっとあったのですが、後で。

（委員長）そしたら、また後ほどのタイミングでお願いします。

（潮田）はい、わかりました。

（田中）最初のほうの繰越明許費がたしかあったと思うのですが、吹上小学校のところの繰越明許費のところでの一番下です。それで、これ学校完成したということで、たしか招待受けて学校行ったと思うのですが、今度先ほどの説明ではまた何かをつくるということで地盤改良をやるかというような話だったと思うのですが、その辺もうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

（教育総務課長）こちらにつきましては、新校舎をつくった部分ではなくて、もとの木造校舎を27年度解体工事を行ったのですけれども、その解体後の整地の部分、そこがやはり地盤がかなり悪いということで、雨

が降った後などは水が引けなくてグラウンドとして、木造校舎解体後は校庭の一部として使う予定だったのですけれども、とてもちよつと開放できる状態ではないということで、木造校舎を解体した跡地、その部分の地盤改良を行うという、そういう内容になります。

(田中)今ちよつと説明を聞いてある程度わかった部分があるのですが、要するに校庭として使うに当たっての地盤改良ということで、建物をつくるに当たっての地盤改良ではないということだと思ふのですが、水はけの地盤改良というのはどんなことをやるのですか。

(教育総務課長)まず、木造校舎を解体した後の部分に一部水はけをとれるように側溝を入れまして、泥の部分につきましては、これは石灰で改良して、基本的には下がぬるまないように地盤を固めるといふ、そういう工事を行います。表層の雨水を、側溝を周りに入れて、その側溝のほうから水を流すといふ、そういう工事を予定しています。

(田中)一応その金額が5,733万といふ、ちよつと大きいような気もするのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

(教育総務課長)この金額の5,733万が改修工事に係るといふ金額ではなくて、こちらにつきましては当初予算が1億8,000万ほどあったのですけれども、その中から新校舎の周りの外構工事、1期分なのですけれども、そちらのほうについては支出済みになっております。外構2期につきましても、前払い金のほうについてはもう支出済みなので、1億8,000万から残った金額、支払った金額の残りの部分を繰り越しをさせていただくといふ。この5,733万の中で、今回の地盤改良に係る経費としては約1,600万ぐらいの増額分ぐらいで変更ができるかなといふことで現在は想定しています。

(田中)今のちよつと説明で理解をさせていただきました。
次に、まだちよつと、吹上の保育園の新設、28ページですか、28ページの一番下のところです。吹上地域保育所新設事業に当たって、工事がなかなか先に進んでいないように思えるのですけれども、前に合併といふか、保育所の統合ですか、といふことで富士見保育所と鎌塚保育所か何かが一緒になってこっちにつくるといふような話だったかと思ふのです。

が、その辺の前のところの進みぐあい、要するに新しくできるほうがちょっと難航しているみたいなのですが、廃校というか、するほうのところの準備のほうとの整合性というか、その辺の計画はどのようになっているのでしょうか。

（福祉こども部長）それでは、新しく新設を予定している吹上地域の園の建設の関係ですので、こちらも私のほうから答弁させていただきます。まず、この新設の保育園につきましても、実は30年の4月に開設予定して各種いろいろ準備を進めてまいりました。その中で、吹上地内にある保育園を新しく、老朽化している保育園もあるのでというお話の中でいろいろなお話があり、それでいてゼロ、1、2歳児がなかなか足りないもので、どうなのでしょうかというご質問をいただいたりしながら、この保育園の建設につきましても今現在進めてきている状況です。ただ、今、ことし、平成27年度で昨年度の予算、繰越明許をさせていただきました用地の買収代金について、農地転用と開発行為が済みまして、この3月、やっと支払いができるという準備でなっております。今後の関係でございますが、今後、来年度、実際周りに道路はできていますけれども、まだ地盤が田んぼになっていますので、その部分を全て改良しながら埋め立てをし、下水のつけかえだとか、水路のつけかえだとか、下水をつけたりして埋め立てをし、地盤が安定して実際に実施の設計をし、事業をするとすると、現段階で2年ぐらのおくれているのが現状です。ですから、今の段階では早くとも2年おくれの32年の4月ごろの予定になるのではないかとということで福祉こども部の中では調整をさせていただいております。

（田中）もう一点聞いていたと思うのですが、閉園というか、する予定のほうの準備というのはどのようになっているのでしょうか。

（福祉こども部長）この整備計画が起きたころの年は、まだ新しい子ども・子育て支援法がない時代で、老朽化した保育所の施設を今後どうするかということの中でこの整備計画が出てきたというふうに聞いております。その後子ども・子育て支援法ができて、実際にはお子さんを預けながらお仕事を続けられるお母さんも急増しております、現段階で

は保育所を廃止して新しい保育園に変わるというよりは、どちらかという
と保育園は保育園でそのまま継続してやっておいて、今の保育園をい
かに運営していくか、保育運営、保育事業をどのように運営していくか
を現在考えているような状況です。実際にはゼロ、1、2に今現在課題
があるというふうなお話を差し上げましたけれども、そのとおりで、認
定こども園の移行、このときに、この計画の初めのときにはなかった制
度です。認定こども園の移行だとか、あとは幼稚園を給付型に動かして
いって、あとは小規模の事業所ですか、そういったものも子ども・子育て
支援法の中で給付という形になって制度を運営しておりますので、現
段階では新しい保育園は並行して考えながら、今の保育行政を現在運営
しているということで、廃止に向けてすぐに何か準備が始まっているか
という、それは今のところはございません。

(田中) わかりました。

以上です。

(竹田) では、15ページからお伺いいたします。子どものための教育・
保育給付費負担金で、ほかの委員も質問をしております、いわゆる民間
の保育所に対する1.9%分というふうにやってきたのですけれども、ち
よっと端的に質問します。先ほどの処遇改善費という部分にかかわって
くるというふうに言われていますけれども、公私間格差、保育士の公私
間格差の問題、それと福祉の現場で働く保育士さんとか介護職の人は、
いわゆる一般職と比べて10万円も給料低いというふうに言われています
よね。そういうところでは、このことによって、端的に聞きます。幾ら
給料上がるか。その施設によって違うよとは言うけれども、処遇改善費
に含まれていくわけだから、公私間格差も含めて幾ら埋まってくるのか。
そういう計算がしてあればお答えいただきたいと思います。

(保育課長) 公立の保育園と私立の保育園のお給料の格差ということな
のですけれども、公立については公務員のお給料の中の決まりでやって
おりますので、保育士さんも民間の方とは違いまして、こちらの給付費
のほうは市のほうではもらっていませんので、独自にやっているという
ようなこととなります。こちらの給付費が幾ら行くのかということなの

ですけれども、それにつきましては、本当申しわけないのですけれども、給付費の基本額計算したものがそのまま行っているということを、計算自体は個別にはしていない、国の基準どおりの給付を市からもしているというような状況です。

（竹田）いわゆる人勧分というのは、人事院勧告で出された部分というのは、それを民間に反映させる場合には、いわゆる保育単価の中に含めて賃上げに、上がるようにするというのが保育単価の中身ですよ。それが今回4月にさかのぼって人勧分と、あと地域手当が上がったということでは1.9というのは私は少ないと思うのです。いわゆる人勧分と、それから地域手当が上がる、平成28年度にさらに地域手当が上がるというふうに考えると、1.9%、例えば20万円だったら約4,000円か、しか上がらないわけでしょう、給料にすると。20万も手取りでもらう保育士さんというのはごくごく少数だと思うのですけれども、そういう点考えたときにちょっとこれから、要望なのですけれども、いわゆる公私間格差の問題、それから保育士の社会全体の中の低い賃金、それがなかなか保育士のなり手がいない、保育を支える人たちが少ないというのは政府もようやく問題意識持って認めてきているわけだから、潜在的な保育士不足をやるにはどのくらいの給料をもらっているのかというのを、今後民間のちょっと人たちと懇談する、園長会などで話聞く機会ありますよね。ぜひそういう点では、やっぱり民間の保育士たちの現状というのを私はつかんでいただきたいと思うのです。そうしないと、今保育士のなり手がなくて、施設の面積では受け入れ可能なのに保育士がいないために受け入れられませんということで、いわゆる不承諾通知書出さざるを得ない現状もあると思うのです。だから、そういう点では私はもう少しリアルに民間の保育所の実態をつかんでいただきたいというふうに思います。数字ももちろん大事なわけけれども、ぜひそういうところではそういう努力がお願いできるかどうか確認します。

（保育課長）新年度予算におきまして、今年度も職員処遇改善費ということで市独自に年2万4,000円掛ける職員数ということで補助金を出しております。市としては、国のものプラス上乘せというのをしております。

すので、これからもこのように援助といえますか、補助をしていきたいと思っております。

以上です。

（竹田）年2万4,000円だよ。月ではないよね。ということは、年に2万4,000円ということは月々2,000円ですよ。そういうふうに考えたら、やっぱりさっき言った皆さんの地域手当、また対立させる構造私もしたくないのですけれども、地域手当が上がって、人勧による手当を考えたときに、月2,000円で本当にいいのかどうか。もとのベースが低いので、ぜひそれらも含めて、やっていないわけではないというのは認めますけれども、ぜひ増額を要求していただきたいと思いますが、部長さん、どうでしょうか。

（福祉こども部長）では、民間の保育士さんの処遇改善について、補助金の増額の要望はということのお答えです。先ほどお話ししたように子ども・子育て支援法ができて、公立の保育所は該当しないのですけれども民間の保育所、認定こども園、それと給付型の幼稚園ということで、先ほどお話のあったように保育単価それぞれに決まっていて、その範囲の中で運営をしていただくというのが本来の筋だと思います。ただし、鴻巣として見れば、民間の保育所の中の保母さんの状況も踏まえて補助をずっと続けてきているという状況もあります。ですので、今後も引き続き全体のバランスも見ながら、どこにどういうふうに市として手当をしていくのが一番いいのかどうかも含めまして考えていきたいと思っております。

（竹田）申し述べておきますけれども、公立保育所もちろん大事な役割を担っていただいておりますけれども、入所している園児数は絶対に民間のほうが多いでしょう、認定こども園も含めて。ですよ。いただいた資料の、つくっていただいた、入所承諾書というのでは……ごめんなさい。発言訂正します。委員長、発言訂正します。

（委員長）では、どうぞ。

（竹田）済みません。入所承諾者数が10ページのところに1,666人で、公立が896で、民間が同じくらいになっているというふうに思いますが、同

じように役割を担っていただいているという点から見れば、やはり本当に鴻巣の民間に公立でやるべき部分でも足りないところを担っていただいているので、ぜひ増額をしていただくことをお願いしたいなと思います。どうやってバランスとるかと考えるのは、財政課や企画財政とか市長が考えればいいので、私は一番言いたいのは、福祉こども部長がふやしますと言わずして誰がふやしてくださいと言うかということをお願いしたいのです。担当者が言わなかったら誰も言わないですよ。市長がそれはこうだよとか、企画財政のほうでそれはちょっと使い過ぎだよと言うけれども、福祉こども部長がふやしてくださいと言わなかったら、やっぱりそれは担当しているところが一番苦しさとか、そういうこともわかっているから、ぜひ要求していただきたいということを申し述べておきたいのですが、どうでしょうか。

（福祉こども部長）保育所を運営しているのも福祉こども部です。子ども・子育て支援をするために大きく制度的なものを、今現在こども未来課ですとか福祉の障がいの施策ですとか、そういったところでもやっているのも福祉こども部の仕事です。ですので、私は個々にそれぞれバランスをよく考えながら福祉こども部長として意見を持って運営してまいりたいと思います。

（竹田）続いて、28ページの国民健康保険事業特別会計繰出金というので、これは国保会計のほうにも同じように歳入で出てくるのですよね。いわゆる法定内と法定外の、その根拠についてお尋ねをします。

（国保年金課長）当然一般会計から国保会計へ繰り出しをいたしまして、国保会計で繰り入れをするという、同額をするわけです。説明の中でも申し上げましたけれども、当然法定内、それと法定外ということで、法定外はその他一般会計繰出金3億5,000万という数字を上げさせていただきました。法定内につきまして、保険基盤安定制度という中に保険税の軽減分、それと保険者支援分というのがありまして、国や県、それと一般会計からのプラスアルファをいたしまして、それを国保会計へ繰り出すということでございます。それと、職員給与費についても法定内ということで、この前の補正で312万5,000円の予算計上されましたので、

これについても法定内ということで繰り出しをさせていただきます。それと、財政安定化支援事業というのがありまして、これは保険者の責めに帰することのできない事情、例えば低所得者が多いとか、病床数が過剰で医療費が高いなどという、そういう特別な理由があった場合につきまして一般会計からこれも法定内ということで繰り出しをして、国保会計で繰り入れするわけですけれども、これは地方交付税が措置されているものでありますので、これは県からの通知で、自動的にといいますか、決定あったものを繰り出しを行いますので、これが法定内であります。それと、先ほど申し上げました一般会計へのその他繰り出しということで、これが赤字補填的な意味合いの繰り出しをしますので、あわせて今回約4億800万からの補正でございますけれども、補正後は約9億1,000万の一般会計からの繰り出しをいたしまして、これを国保会計で繰り入れをするという流れでございます。

(竹田) 続いて、同じ28ページの難病患者手当の1,000万円の減額で聞きます。だから、当初予算が2,000万だったのです。前年度が4,000万だったということですが、対象者が5倍にふえるから、5,000円だったのを1,000円にしますということが平成26年の9月議会でやられてきたと。だけれども、国は1.9倍くらいにふえるだろうという見通しだったのです。だから、逆に言えば今回1,000万も余分に、金額を前年度の半分にしたにもかかわらずさらに1,000万の減額補正をするということは、5倍にふえますよという市のいわゆる見通し、説明が間違っていたというふうにまず認められますか。

(福祉課長) 今回の疾患数が5倍になって、患者数が1.9倍になったことにつきましては、国の試算に基づいて実施したもので、市単独で1.9倍という数字を出したものではありませんで、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

(竹田) そのときに難病患者の方たちと、特にパーキンソン病の患者の方たちが、5分の1ではなくて、国は1.9ふえるだろうというふうに言っているのだから、5,000円ではなくてせめて半分で、1.9ふえたとしても、

その半分にしたらどうでしょうかというやりとりがあったと思うのです。あのとき課長さんいらっしやいましたよね。だから、そういう点考えたときに、逆に言えば見通しの甘さがあったということと、減らすことはなかったわけだから、私ちょっと何度かやっていますけれども、もとに戻す考えないと市長がもう言ってしまったから、ここで言っても難しいとは思いますが、でもやはり対象者への見込みが甘かったというのは、国の言うとおりにやったらまずかったよという反省点もらえますかということだけちょっと確認をしておきます。

（福祉課長）こちらの難病患者に対する手当につきましては、25年の調査時点で40市中19市のみが市の単独事業で実施している手当であるということをございました。その中で、調査した中で、本市の年額が6万円であったと。これについては、実施している19市の中でも最も高額であったということをございます。難病に関するまた新たな医療費制度が、自己負担額が3割から2割に軽減されたり、あるいは難病患者のうち障がいの程度によりまして重度心身障害者医療費の助成の対象にもなってくると。また、難病患者の方も障がい者の範囲に加わったことで障害者総合支援法のサービスも受けられるようになったと。また、今回も補正で増額、1,000万円出ささせていただきましたけれども、総合支援法のサービスが毎年1億円ずつ増加していると。こういったことを理由に総合的に判断して、今回は5,000円の手当を平成26年の9月に1,000円に減額したということをございますので、単に1.9倍というだけではないかと思えます。

以上です。

（竹田）28ページの児童手当の支給については4,000万円の減額です。その一方で、教育費の就学援助金、34ページは385人から435人にふえるので、見込んで増額になっています。というのは、児童手当を大体いただく世帯は準要保護世帯に……扶養手当か。準要保護世帯になっていく可能性ありますよね。一方でふえるのに一方で減るとというのは、その相関関係というのはどうなのでしょう。言っていることわかる。準要保護世帯というのはそういうことだよね。教育委員会とこの間……ちょっと

休憩にしてください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 9 分)



(開議 午後 1 時 5 1 分)

(委員長) では、再開いたします。

(こども未来課長) ご質問のありました児童扶養手当のほう、児童扶養手当につきましては当初予算で計上した延べ人数よりも本年度の決算見込み額が下回るということで、今回2,000万の減額補正をさせていただきました。全国的には母子世帯ふえている傾向があるということなのですが、鴻巣市についてはここ2年ほど横ばいぐらいで、そんな大きな増加がないという点もありまして、今回の補正減につながったものとは考えてはおります。

以上です。

(委員長) では、引き続きどうぞ。

(こども未来課長) 児童手当につきましては、準要保護の所得とはちょっと異なるのかなというふうに判断しておりますが、児童手当についても当初の見込みより子ども数の減少等もありまして、手当額の決算見込み額が予算と乖離した結果、4,000万円の減額を今回減額補正という形で上げさせていただいております。

以上です。

(竹田) 何人だったのでしょうか。実際の人数を教えてください。先ほどのことは人数が減るよということで教えていただいた。では、見込んだ人数と実際の人数。

(こども未来課長) まず、児童手当につきましては、平成27年度の当初予算で延べ人数で約16万2,000人と見込んだところ、今年度の決算見込み額で約15万8,000程度となるといった結果で、児童手当額が4,000万の減額でございます。それと、児童扶養手当でございますけれども、こちらは平成27年度の当初予算が約1万3,500件ですか、で見込んでいたところが、決算見込み額としては1万2,500件となる見込みで、こちらについて

は2,000万円の減額補正を上げさせていただいております。

以上です。

(竹田) 申しわけない。さっき質問、私、ごめんなさい。ちゃんとメモしていたのに同じ質問をしてしまって申しわけありませんでした。ということは、児童扶養手当が1万2,400人になるということですよね、延べで。12カ月で割ったりすると約1,100人くらい。その人数との整合性では、教育委員会の、ちょっとそのとおりにスライドできるかどうかわかりませんが、就学援助を受けている435人を見込んだというところでは、まだまだ申請者が全体からいって、そのまま学校にいるわけではないのですけれども、どうなのでしょう。まだ少ないような気がするのですけれども、そういった点では、教育委員会の認識をちょっと伺いしておきます。

(学校教育部副部長兼学務課長) 小学校のほうの準要保護認定者数につきましては、26年度は383名だったものが27年度は423名と、これは2月29日現在のものなのですけれども、になっております。逆に中学校のほうは、26年度が280名だったものが271名に減じております。周知が行き届いてきたというのがあるかもしれませんが、全てそれだけが原因とは思えないのですけれども、少なからず周知が小学校については徹底されてきたのかなというふうに認識しておりますが。

(委員長) 時間になっていきますので、今の質問……

(竹田) で終わります。いいです。

(委員長) まだありますか。

(何事か声あり)

(こども未来課長) 済みません。先ほどの答弁の中で訂正を、済みません、お願いいたします。

潮田委員さんに答弁申し上げたものと竹田委員さんに答弁申し上げました数字が端数の関係で違っておりました。児童扶養手当のほうの決算見込みが、当初潮田委員さんへ「1万2,400」と申し上げまして、竹田委員さんには「1万2,500」と申し上げましたので、端数処理をしまして「1万2,500」のほうに近い数字でございました。済みません。訂正をさせて

いただきます。

(委員長) それでは、また後ほど、竹田さん、時間をとるのでいいですか。

(竹田) はい、済みません。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。いいですか。

(なし)

(委員長) では、あと潮田さんと竹田さんです。

(潮田) 今竹田委員が質問されたのの続きという形で、34ページの児童就学援助事業のところですが、今スクールソーシャルワーカーが鴻巣市は1人いるのだったかと思うのですが、そのスクールソーシャルワーカーは学校での子どもたちの貧困に対して、単純に教育の部分だけではなくて、福祉と両方のスキルを持った、知識を持った方がつくというふうに聞いていますが、スクールソーシャルワーカーが相談に乗るケースとかというのは、この就学援助の関係ではあるのでしょうか。

(教育支援センター所長) 本来スクールソーシャルワーカーの仕事と申しますのは、学校と家庭とをつなぐ、そういう職務でありまして、家庭訪問をできる唯一の職として、例えば家庭の中に入って親と相談をしたときに、やはり家庭の状況等を全部把握したときには、この家はちょっと心配なおうちだということであれば、福祉のほうにつないだり、保健につないだりという、そういう役割を持っております。ですから、スクールソーシャルワーカーはやはり福祉のほうの資格等を持っている方と、また学校のほうの実情をよくわかっている方というところでは、センターに配置しておりますスクールソーシャルワーカーは両方のスキルを持っている方が配置されております。

以上です。

(潮田) 先ほどの答弁の中で、学校のほうからの周知は行われていると思うというお話があったと思うのですが、実際にはやっぱり今入学式とかに行きますと新任の先生が担任をされている。全くの新任ではなくてだと思うのですが、若い先生たちに、初めて担任を持つような先生たちにもこういった就学援助事業の周知の仕方とか、そういっ

たことの研修とか、実際にそういう本当にまだ学校を卒業して1年か2年ぐらいで担任を持つような先生たちへの研修というのはどのように行われているのでしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長）これは、主に校長、教頭、管理職からの指導になると思うのですけれども、今後につきましてはもちろん校長会を通じて指導していきたいと思っているのですけれども、それに加えて今では新入学時だけ行っていた周知につきましては、毎年度当初行うこととなりますので、そのたびごとに新入職員もそれは理解できるように進めてまいりたいというふうに思います。

（潮田）やはり先生たちも教育のほうの手いっぱいだと思うのです。そういう中で、家庭の事情まで全部わかっていくというのはすごく大変なことだと思うのですけれども、この今人数がふえたというのは、そういう意味で周知が広がったから、人数が上がってきたということでしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長）周知は一つの原因であって、ほかにも幾つかあるとは思っているのですけれども、そこまでの分析はまだしてはいないのでありますけれども。

以上です。

（潮田）ありがとうございました。

済みません。1つ戻ります。33ページの子ども教育ゆめ基金の現在の残高は幾ら。

（学校支援課長）2月末現在で770万でございます。

以上です。

（潮田）これの使い先なのですけれども、子どもたちのオーストラリアへの短期留学例はありますけれども、昨年の秋のときにこの文教福祉常任委員会での視察で英語村というのを見てきたのですけれども、限られた人数ではなくて多くの子どもたちが1日英語を使う。まるっきり英語だけで過ごす日をつくるというのを視察で見えてまいりました。今後子ども教育ゆめ基金、先ほどのふるさと納税のも含めると少しずつまた金額ふえていくかなと思うのですけれども、この使い道については今後ど

のようなことを考えると、そういう論議はされているのでしょうか。留学の部分だけというふうに考えているのでしょうか。

（学校支援課長）やはりゆめ基金の目的が国際理解教育、国際交流ということをしていきますので、それに見合った内容であればとは思っています。一番大きな事業は海外派遣事業、中学生の海外派遣と、それから派遣先である高校生のジャパンツアーという日本に来たときの受け入れに係るものということで今考えております。そのほかについては、まだ事例はこれからということで、検討の余地はあるかと存じます。

以上です。

（潮田）先ほど770万円、現在の残高、年間の留学のときに使うのはお幾らになるのですか。

（学校支援課長）27年度につきましては、3名分、75万円を繰り入れさせていただきました。来年度につきましては、財政のほうとも相談しまして、5名分、125万円をそちら基金から派遣に充てるということで予定してございます。

以上です。

（竹田）28ページの、先ほど吹上地域保育園新設工事、ここは予定より計画がおくれているために減額補正をされているということで、皆さんのせいではないとは思いますが、あそこは非常に地盤がよくなくて、農地で田んぼで、そういうところでは、先ほど道路は9メートル道路にして外構工事は進んでいるけれども、地盤の問題で今後どうなるかわからないというふうなことも言われて、工期が延びる可能性もあるよということでおっしゃったのですけれども、かつ吹上富士見は3歳未満児も含めた受け入れという方向なんかも出されていますよね。ちょっとそこら辺を明確に、どういうふうにしていくのかというものというのは総合的に検討されているのでしょうか。私は、ずっと言っているのは、子どもが少なくなったから保育園は要らないではないかという、以前齋藤部長のころ、古い齋藤部長のころにあって、いや、そうではないよ、少子化だけれども、働く人たちがふえるから、保育所必要なのではないかというふうなちょっと議論もしてきたのですけれども、今回も

1億総活躍社会で、保育園に入れなくて日本死ぬとあって、今あれ非常に話題になっていますけれども、そういう点から言うと、来年度の不承諾通知書というので39人出ていますよね。これは保留児童ですとあえて書いていただいていますけれども、でも入れないということには変わらないのですけれども、この補正の中から見通しはどのようなのでしょうか。今ある吹上富士見と鎌塚保育所と、それから新鎌塚保育所というところのトータルでは今後どういうふうに検討されていくのかだけお聞きしておきます。

（福祉こども部長）現段階で吹上富士見保育所と鎌塚保育所をどんなふう考えているのか、あと新しくできるだろう保育園についてはどうでしょうかということですが、以前議会答弁でお話ししたように、ゼロ、1、2歳を引き続きやっていたらいいような形で検討しているような状況で、一旦お返事はとまっている状況だと思います。それからまた大きく時代は変遷しておりますので、今ゼロ、1、2歳の待機を出さないように施設の確保から施設の運営のお願いですとか、そういったところ今とても大変な状況にありますので、随分以前の部長さんが子どもが減るから保育所は要らないのではないかというお話は逆で、子どもは減っても保育園に入っている子どもたちはふえてまいります。ですから、今の多分4月の時点で、単純な数字で申し上げますと、ゼロから5歳までの人口の約3分の1が保育園にいて、3分の1が幼稚園にいて、3分の1が家庭にいるというような現状だということです。ですので、具体的に保育所が保留児童ということで待機は出ていないよというお話をしていますけれども、足りていて大丈夫か、福祉こども部長安心しているのかと言われますと、安心は決していたしておりませんので、今後新しく保育園に入りたいという、もしくはここに入りたいという親御さんたちもふえてくると思いますので、それに対応するために保育課長と一緒に今現在いろんなことを考えながら準備をしているところであります。

（竹田）わかりました。次年度の予算であとはやります。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 1点指摘をしておきます。

1点目が難病患者手当支給条例の2,000万円の予算計上された平成27年度の予算ですが、今回1,000万円もまた減額しているというところでは、本当に難病患者に対する市の姿勢が問われるのと、あと国保への繰出金で、この中には法定内と法定外繰り入れがあると。法定外繰り入れは、国保会計とも関連するのですが、3億5,000万円というところでは埼玉県内で2番目に多い。120万人人口のさいたま市に続いて2番目に多い基金を持っている鴻巣になるということも含めて、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第31号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時11分)



(開議 午後2時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第36号 平成28年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前 9 時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。
本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 4 時 24 分)